

## 大藏委員会議録 第二十六号

(四〇九)

衆議院

大

藏

委

員

会

議

錄

昭和三十七年三月二十三日(金曜日)  
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事鴨田 宗一君 理事黒金 泰美君

理事細田 義安君 理事毛利 松平君

理事山中 貞則君 理事有馬 鈴武君

理事平岡忠次郎君 理事堺 昌雄君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

岡田 修一君 金子 一平君

久保田藤麿君 田澤 吉郎君

津雲 國利君 永田 充一君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

坊 秀男君 吉田 重延君

久保田鶴松君 佐藤觀次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

藤原豊次郎君 武藤 山治君

横山 利秋君 春日 一幸君

出席國務大臣 水田三喜男君

出席政府委員 大蔵大臣 大蔵政務次官

大蔵事務官 大蔵事務官

(主計局法規課)長 大蔵事務官

(理財局長)長 大蔵事務官

委員外の出席者 大蔵事務官

(理財局資金課)長 小川 幸治君

専門員 抜井 光三君

演劇入場税撤廃に関する請願(横山利秋君紹介)(第二七四号)

三月二十二日

同(佐々木更三君紹介)(第二八〇六号)

同(佐々木更三君紹介)(第二八〇七号)

同外五十三件(武藤山治君紹介)(第二八九三号)

財團法人海洋博物館に対する国有財産の譲与に関する立法措置の請願(星島一郎君紹介)(第二八〇一号)

同(志賀義雄君紹介)(第二八〇八号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二八〇九号)

同外三件(山中日露史君紹介)(第二八〇号)

同(川上貢一君紹介)(第二八一二号)

同(稻村隆一君紹介)(第二八一二号)

同(兒玉末男君紹介)(第二八一四号)

同(大蔵政務次官の制定反対及び減税に関する請願(石川次夫君紹介)(第二八一三号)

同(稻村隆一君紹介)(第二八一四号)

同(青木正君紹介)(第三〇一九号)

同(荒船清十郎君紹介)(第三〇二〇号)

同(有田喜一君紹介)(第三〇二二号)

同(井手以誠君紹介)(第三〇二二号)

同(大竹作摩君紹介)(第三〇三四〇号)

同(大高康君紹介)(第三〇三九号)

同(大上司君紹介)(第三〇三八号)

同(大石武一君紹介)(第三〇三五号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三〇三五号)

同(佐々木更三君紹介)(第三〇五四号)

同(内海安吉君紹介)(第三〇三四号)

同(宇野宗佑君紹介)(第三〇三三号)

同(木村守江君紹介)(第三〇三二号)

同(今松治郎君紹介)(第三〇三二号)

同(久保田藤麿君紹介)(第三〇五二号)

同(小島徹三君紹介)(第三〇五二号)

同(河本敏夫君紹介)(第三〇五三号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三〇五六号)

同(佐野憲治君紹介)(第三〇五五号)

同(佐野憲治君紹介)(第三〇五五号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第三〇五六号)

同(斎藤憲三君紹介)(第三〇五七号)

同(瀧谷直藏君紹介)(第三〇五九号)

同(重政誠之君紹介)(第三〇五八号)

同(瀧谷勝利君紹介)(第三〇六〇号)

同(田澤吉郎君紹介)(第三〇六二号)

同(田中角榮君紹介)(第三〇六三号)

同(岡田修一君紹介)(第三〇四四号)

同(大平正芳君紹介)(第三〇四三号)

同(飯塚定輔君紹介)(第三〇二六号)

同(伊能繁次郎君紹介)(第三〇二五号)

同(加藤高藏君紹介)(第三〇四五号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三〇四六号)

同(金子一平君紹介)(第三〇四七号)

同(田邊誠君紹介)(第三〇六四号)

同(高橋達之助君紹介)(第三〇六五号)

同(高見三郎君紹介)(第三〇六六号)	同(濱田幸雄君紹介)(第三〇八六号)
同(高橋英吉君紹介)(第三〇六七号)	同(原田憲君紹介)(第三〇八七号)
同(竹内俊吉君紹介)(第三〇六八号)	同(日野吉夫君紹介)(第三〇八八号)
同(橋本次郎君紹介)(第三〇六九号)	同(平岡忠次郎君紹介)(第三〇八九号)
同(館林三喜男君紹介)(第三〇七〇号)	同(福家俊一君紹介)(第三〇九〇号)
同(渡海元三郎君紹介)(第三〇七一号)	同(福田赳夫君紹介)(第三〇九一号)
同(富田健治君紹介)(第三〇七二号)	同(藤枝泉介君紹介)(第三〇九二号)
同(中曾根康弘君紹介)(第三〇七三号)	同(藤本捨助君紹介)(第三〇九三号)
同(中村幸八君紹介)(第三〇七四号)	同(古川丈吉君紹介)(第三〇九四号)
同(中山榮一君紹介)(第三〇七五号)	同(保科善四郎君紹介)(第三〇九五号)
同(永田亮一君紹介)(第三〇七六号)	同(細追兼光君紹介)(第三〇九七号)
同(永山忠則君紹介)(第三〇七七号)	同(松井誠君紹介)(第三〇九八号)
同(瀬尾弘吉君紹介)(第三〇七八号)	同(松山千恵子君紹介)(第三〇九九号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第三〇七九号)	同(三池信君紹介)(第三〇〇号)
同(野口忠夫君紹介)(第三〇八〇号)	同(三浦一雄君紹介)(第三〇一〇一号)
同(西宮弘君紹介)(第三〇八〇号)	同(三木喜夫君紹介)(第三〇一二〇二号)
同(野田卯一君紹介)(第三〇八二号)	同(三和精一君紹介)(第三〇一三号)
同(橋本登美三郎君紹介)(第三〇八五号)	同(毛利松平君紹介)(第三〇一四号)
同(長谷川峻君紹介)(第三〇八四号)	同(森清君紹介)(第三〇一五号)
同(八田貞義君紹介)(第三〇八五号)	同(森重次郎君紹介)(第三〇一六号)

## 本日の会議に付した案件

酒税法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八二号)

物品税法案(内閣提出第八八号)

国税通則法案(内閣提出第一〇二三号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

は本委員会に付託された。

同(渡邊良夫君紹介)(第三一二二〇号)

同(山本幸一君紹介)(第三一二一一号)

同(山本幸一君紹介)(第三一二一一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第三一二二〇号)

同(山本幸一君紹介)(第三一二一一号)

○小川委員長 これより会議を開きま  
す。

酒税法等の一部を改正する法律案及  
び物品税法案の両案を一括して議題と  
いたします。

質疑の通告がありますので、これを  
おきました。佐藤觀次郎君。

品といふようなものについては、でき  
て、今回物品税の改正を取り上げた  
わけでございます。特に今回の考え方  
といたしましては、大衆の負担を軽減  
するといふことが一つの大きなねらい  
でござりますが、それを実現する意味  
におきまして、大衆がふだん使う日用  
品といふようなものについて、でき  
るだけこれを課税対象からはずす、そ  
してまた零細なものが作つておるよう  
な物品については、これはできるだけ  
課税対象からはずす、こりらよいうな  
考究でいろいろ検討いたし、そして  
今回の改正案を作成した、こういふこ  
とでござります。

○佐藤(觀)委員 大臣が来られません  
から、天野政務次官に物品税のことにつ  
きまして二、三の点をお伺いしたい  
と思います。

御承知のように大体五千五百億の自  
然増収があるにかかわらず、戦時課税  
であるところのこの物品税をなくすと  
いうことについて、一休大藏省はどう  
思います。

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇八八号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇八九号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九〇号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九一号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九二号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九三号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九四号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九五号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九六号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九七号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九八号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇九九号)

同(八木徹雄君紹介)(第三一〇一〇号)

方法はこのままでいいのか、小売課税と製造課税をそのままにしておいていいかどうか、こういうことと、それからさらについに一般的には課税物品とすべきではあるが、その価格であるとか、あるいはその規格のゆえに、通常家庭用の消費として課税するに適さないものもあるわけでございます。いわゆる免稅点の問題、あるいは規格などによる非課稅の問題でございますが、これについても十分検討する必要があ

目については税率の引き下げ、こういうこと、それから課税方法の移行が一品目、その他今度は新規課税が若干ございますが、これもやむを得ざることであるということでありまして、これでおおむね物品税体系は、戦後の形を払拭するのではなかろうか、新しい近代的租税としてこれからスタートできることではなかろうか、かように考えておるのであります。

れるウエートにおきまして、なお最も少ないものであるといふことは間違ふわけござります。

試みに、ついでござりますので申し上げておきますと、税率構造を見てみますと、たとえば米国は製造者消費税、小売業者消費税がござりますが、製造者消費税の場合、一一%、五%といふやうなもの、それから小売業者消費税は一〇%でござります。そして、五百六十億円の税金を

一体どのくらいのウエートを占めているかという問題でございます。日本の場合は、対国民所得で〇・七%でござります。米国は一・四、英国は二・七、フランスは付加価値税全部では九%を占めております。しかしながら今言つたように標準税率を上回る部分だけを、それが物品税に相当するものだ、下の方は普通の付加価値税だ、充上税だ、こう観念いたしますと、それは〇・八%、それにして山

目については税率の引き下げ、こうしたこと、それから課税方法の移行が一品目、その他今度は新規課税が若干ございますが、これもやむを得ざることであるということでありまして、これでおおむね物品税体系は、戦後の形を払拭するのではなかろうか、新らしい近代的租税としてこれからスタートできるのではないか、かように考えておるのであります。

○佐藤(觀)委員　ただいま物品税の合理的な意見を主税局長が述べられましたが、アメリカやフランスあたりでは、御承知のように取引高税のようなもののがかかるております。しかしかかる率が百分の一とかあるいは二百分の一というような非常に低いもので、あらゆる物品についてかかるておると思います。ところが日本のようないういうわずか七十品目のものだけがかかるというような例はどうこの国にあるのか、その点をあらためて伺つておきたいと思います。

○村山政府委員　アメリカとイギリスの形は、大体日本と同じ形でござります。課税物品を選択していきます。選択いたしまして、それに対して課税するというやり方でございます。それからドイツは売上税の形をとつております。これはしかも多段階売上税でございまして、製造、卸、小売、各段階ごとに課税しておるわけでございます。それからフランスは付加価値税の形をとつております。ただ課税物品の選び方、税率においては多少違います。しかし全体として見ますと、日本の物品税が、率におきましても、その税額の中に占

きませんして、なお最高と、税率構造を見て  
るということは言え  
す。  
場合は一〇%、一一  
うなもの、それから  
一〇%でございま  
は仕入税でございま  
段階で課税しております  
によつてだいぶ違  
自動車、テレビのよ  
電気冷蔵庫、カメ  
らなど半分でござ  
そのまた半分がじゅ  
れからカン詰のよ  
レビ、化粧品のよ  
ジャム、食用油の  
標準税率は大体  
きましては、付加価  
付加価値税ではあ  
これまでのものにより  
率の差は設けており  
レビ、化粧品のよ  
五・五%でございま  
きましては、付加価  
格好でござります。  
これまたものにより  
それからカン詰のよ  
レビ、化粧品のよ  
ジャム、食用油の  
標準税率は大体  
一〇%、卸で一%、小  
かかつております。  
率は六・八くらいで  
基本税率だけ申し上  
西独の例をちょつ  
ヘルギー、その他た  
のかわり、あらゆる  
かかるわけでござい

一体どのくらいのウエートを占めているかという問題でござります。日本の場合は、対国民所得で〇・七%などでござります。米国は一・四、英国は二・七、フランスは付加価値税全部では九%を占めております。しかしながら今言つたように標準税率を上回る部分だけを、それが物品税に相当するものだ、下の方は普通の付加価値税だと、売上税だ、こう観念いたしますと、それは〇・八%。それにして日本よりは高い。それから國稅總額中に占める今の物品税に相当するもののウエートで見ますと、日本は四・七%、米國は五・九、英國は九・三、フランスは付加価値税全体で見ますと三五%を占めております。今の標準税率を上回る部分だけが物品税だ、こういたしますと、三・一ということになります。いずれにいたしましても日本の物品税といふものは、その稅額の中に占める位置におきましても、あるいは国民所得に対する割合からいいまして、もはかよりもやや低いということをございます。

ないですか。その点はどういうふうに……。

○村山政府委員 売上税、付加価値税をとつてゐる国は問題なく——むろんはずしてゐるのが例外でござります。ほとんど全部がかかるつてゐるといふことでござります。それから英國や米国との仕入税、製造者消費税に比較して、日

はいろいろ議論もありまつて、そういう議論になるかもしませんが、非常によむずかしい問題が出ております。今残つておる物品税の対象になつておるのは、どういふことを主眼としてこれ課税されておるのか、その根拠を伺いたいと思います。

消費の水準あるいはその態様から見て、ある程度の課税はやむを得ないと思ふ。

思われる。中身はそういうものでござります。言葉で言いますと、奢侈といひ、あるいは娛樂といひ、趣味といひ、いろいろござります。これは誤認でもありますし、よるが、奢侈、ぜいたくたるものでござります。

の分類によつて税率がきまるとは必ずしもきまつております。ただ日常常で表わされるようなものを中心にいたしまして、個々の消費の態様を見まして、

○佐藤(觀)委員 今、村山さんのお話  
を聞くと、いかにも理論的のように聞  
こえるけれども、どうも物品税で今  
残っているのは、一部を除いて大半が

は弱いものののみが削られていないといふような意見が、民間にあるのです。弱い者いじめという感じを受けるのですが、そういう点についてどういう根拠を持つておられるのか、そんなことはないといふ御趣旨があれば承りたいと思ひます。

○村山政府委員 物品税は消費税でございますので、消費者の立場から考へているわけでございます。企業対策から見れば別でございますが、そういう面から見ますと、先ほど申しましたように、所得に対する相関関係の最も高い税金でございます。間接税中最も比例的な税金であります。直接税は御案内のようになりますと、累進的になつております。

普通の間接税は非常に累進的になつております。たゞこあたりは一番逆進的だといわれるわけでございます。それと比べまして、ちょうどその中間を走っているのが物品税でございます。ですから、そういう経済的機能から見ますと、ちょうど間接税と直接税の中間に走つて いるような税でございます。しかも課税物品の選択にもかかりますしょうけれども、最近における伸びは最もよろしい。これはおそらく耐久消費財が伸びているということでございましょう。法人税をえて、最近の幾何平均年率は伸びております。そういう点から見ましても、この物品税体系は捨てるものではない。ただそこに個々の物品について相当考えなければならぬものがあるということでござります。そういう点はある程度、課税の廃止とか、あるいは税率構造の変更とか、あるいは課税の移行とかといふ問題、あるいは免税点、さらにはいろいろな貿易政策その他を加味いたしまして、基本的には今言つたような線から、整理して、今後の消費に対応できるものという体系に直すことが大事だと思っております。ですから間接税の中では、今おっしゃるような要いの最最少ないものというふうにわれわれは考えております。

○佐藤(観委員) 観点が違いますから、最近貴金属などの密輸の問題が——これは関税局が独立しましたから、関税局の管轄だと思いますけれども、今まで体主税局に所属しておりましたからお尋ねいたしますが、そういう点の防止、そういうような弊害というのはどうなんように考えておられますか、これを承りておきたいと思います。

○村山政府委員 物品税はともするところ、その脱税の問題は一番むずかしいのが転嫁困難だ、納稅義務者が非常にこまかい業者を押えているときに、それが転嫁が困難なために、往々にして脱税が行なわれる。消費そのものはかなり高い消費でございまして、これに対する課税する理由があるものを選択しているつもりであります。が、その課税の方法として、納稅義務者をあまりにも小さな零細業者に置きますと、記帳も十分でなく、また競争場裏においておるに不必要な競争をするために、脱税が起きるということは間々あり得ることでございます。そういう意味で今一度は今の飾り物、がん貝のようなものを移しましたのも、これはやはり小商にした方が、その方が脱税が少なくなつるといふような考慮でございます。今一度移さなかつたものにつきましても、われわれ聞いておりますのは、ゴルフの道具についていかなり取り締まりが困難である、往々にして脱税違反が目につかるようなことを聞いております。これはこれとして、またそれに適する方法を考えるべきではないかというところでございまして、そういう問題につ

は、この物品税が小売課税の場合と造課税というようなことでいろいろ議がからざされております。この関係については、これは物品によつていろいろ事情が違うと思うのですがこうう点については主税局はどんなよう御見解を持つておられますか、伺いといたします。

○村山政府委員 ほんとうに課税上難易を考えずに、この消費税といふとを考えますと、やはり消費者の負でござりますから、理論的には私は小売課税というのがいいのだろうとうのでござります。ただ実際問題として、小売課税は非常に困難だということをございます。数がたくさんになりますし、それから零細なものになりですので、やはり脱税が行なわれやすい。執行面まで考えた最後の実質的公平といふ問題からいいますと、残ながら卸売段階あるいは製造段階で税した方が有効であるということであります。現在はそういう意味で第一種、第二種、第三種とございまして第一種は小売徴収、第二種は製造徴収でございまして、第三種は製造徴収でございますが、ほとんど第二種が大で、九五%までは第二種製造徴収なっております。

○佐藤(觀)委員 それから、これは田内閣のときに失敗した取引高税ですね。こういう問題は、あの当時は戦早々のときでもあつたし、それから品税を公平に取り扱うという意味は、やはり少なくとも一つの財源と

われわれはこれに賛成するとかしながら、お考えになつておきたいと思います。  
○村山政府委員 かつて日本で取引高税が実施されましたが、これが失敗になりました。終わりまして廃止になりましたことは、今先生御指摘通りでござります。今度の物品税の改正にあたりまして、これらの多段階の売上税、それから日本の今の取引高税の過去の実績をも十分検討の対象にいたしました。それから各国でやつております付加価値税についても、これは形では各納稅義務者が多段階でございますけれども、付加価値でござりますと一段階と同じでござります。そういうものの功罪といふものをいろいろ考えてみたわたくしでござりますが、結論においてはやはり今のよくなとの方がいいのではないかと思う。日本の取引高税の一つの失敗は、時期が非常に悪かったといたのだろう。もしあれと同じ方式で起ることが一つあげられると思うのであります。それからもう一つは、多段階であるということが非常に問題になつたのだらう。もしあれと同じ方式で起ることだとすれば、むしろ同じような考えにいたしましても、付加価値の方でいくべきではなかろうか、まあそういう法と、それから今の日本のよなやり方、課税物品をねらい撃ちにしておいて、それに適当と認める税率を持つていく

か、まあこの問題でござります。どうぞ過去の歴史、付加価値税、充上税のできました歴史を見ますと、各国とも、いわば非常に時に際して設けられた税制でございます。第二次大戦中の税制では、いは第二次大戦後の財政整理のとき、こういうときに起きた税金でござりますして、平當時の税制改正として設けられたものではございません。この辺考えてみますと、よほどのときに、ほんとうに金が必要だというときに、思い切って、税制の理論というものは、ある程度がまわずに、税率とかなんとかいうよりも、むしろ多収入を上げる、こういう目的が強く動く場合にで、き上がった税制であらう、こう考えるわけであります。今日たとえば付加価値税なり、そういうものを起こすこといたしますと、これは今の物品税とは負担関係が違つて参るわけでござります。言りますでもなく、これはある程度は物品の選択はできますが、むしろどつちかといふと排除する方向に働いていくわけであります。しかも税率構造もそれはどれだけのこまかいものにはなり得ない、こういふところがござります。そうなりますと、その影響は全て物品に及ぶことになります。まして問題なんでござります。やはり税率力、消費関係を中心に考える租税理論としては、今の日本のようなこりうら、ややきめがこまかい、という感じはいたしますが、この方面を推し進めていくべきでなかろうか。もちろんそのときそのときの必要によることとは思いますが、今のような情勢では、この方向へ進めていった方がよりいい税制

○佐藤(観)委員 物品税についてはいろいろ不満がありまして、私も長い間いろと意見も聞いていますのですが、その中で私たちがいつも氣の毒だと思う物品税は清涼飲料水です。この課税が、これはあとでいろいろと説明があると思いますが、非常に氣の毒だといふ感じがするわけです。清涼飲料水たしかこれは土田儀一さんが会長をやつていらっしゃると思うのですが、物品税反対の陳情、十年間もああいう運動をしょっちゅうやっておられることがあります。見るたびに、非常に氣の毒だという感じがするわけです。そこでわれわれはむろん物品税反対でありますから、これは早く撤廃すべきだと言いますが、前に通産大臣をやつておられた高崎達之助さんもその席へ出席されておりまして、これは非常に氣の毒な課税だ、何とか処理しなければならぬ、われわれも与党だけれども十分に皆さんのためにこたえるというように、あの人ははじめな人でありますからほんとの言葉で書されました。大体あいの会へ出ると、自民党的諸君はみんな、何とか撤廃してやるというような話をすぐするわけです。これはいろいろなつと前に、今開きましたラムネがついていなかつた。ラムネがついておるからジースもつけよりといふことになつて、途中でジースがつくよろになりました。サイダーとかそういうよ

うな清涼飲料水などを物品税の対象にすることは、どうも私は弱い者いじめといふ感じがするのであります。それについてどんな考え方を持っておりますか、これも承っておきたいと思います。

○村山政府委員 おっしゃるように現在の物品税の体系のうち、今の清涼飲料については、消費の態様から見てかなり低いものだらうと思います。従つて、特に高い平均税率を課税するは無理であろう。現行の税率は、今一万一千円でございます。おっしゃるような節がござりますので、思い切つて五千円にいたしたわけでございまして、半分以下にいたしたわけでござます。五千円と申しますと、ちよどくメーカーに対しても、これは計算はいろいろござりますが、平均するとメーカーの価格に対しても割くらいいになるだらう、これに対しても五%くらい、ジユースも大体一割でございますが、（従価税いやないだらう）と呼ぶ者あり（従量課税でござりますが、大体その辺のこところをねらつておるということをございます。なお清涼飲料は従来は十八億くらい税収がありまして、半分以上減税でありますから、残つたのが約九億くらいでござります。何しろ物品は七十物品、それから品目にいたしますと約七百くらいあるわけでございます。それで各種の方面を整理して参つたわけでございますが、サイダーを一举に廃止するというわけにはいかないからたという事情でござります。

○村山政府委員 これはもの考え方でございますが、酒税とのバランスといふ問題も考えて考えられないことはございませんが、かなり遠い比較にならうと思うのであります。やはり物品税体系の中、総合物品のバランスといふうにして考えた方が、より適切ではないかと思ひます。(「総合物品のバランスとは何ですか」と呼ぶ者あり)わざとジユース、コーヒー、こういったものでござりますね。

○佐藤(觀)委員 平田君が渡辺君の主税局長のときにそりやう答弁がありましたが、したことをまだ記憶しておりますが、どうもこういふようなもので、わざかんなところからしぼり取るという感じは私たちも決して感心しないのですが、そういう点についてはいずれだんだんなくなるような傾向でありますからけつこうであります。ただ今度約さおなんかはずされました。こういわばずかなものをとるのはおかしいのですが、そのほかの品目ではずされた理由と、今度新たに課税される対象になつたものの根拠、これをちょっと簡単に御説明願いたいのです。

○村山政府委員 十六品目はずしておりますが、氷冷庫、魔法びん、紙、セロファン、グルタミン酸ソーダを主成分とする調味料、サッカリン及びズルチン等の人工甘味料、黒実エッセンス、帽子、つえ、むち、金庫、鉄びん、漆器、陶磁器、ガラス製器具、數物、アルバム及び觀賞用写真類、文具類、化粧用具、釣、スキー、スケート及び登山用具、書画及び骨董、身辺用細貨類、薬物及び線香、まだ若干ございますが、大体こんなもの……

○佐藤(観)委員 ちよつと待つて。どうですか、それをあげられると、今までよくとつておつたと思われるでしょ。こんなものをとつておつたのはおかしいと思いませんか。今あなたは自由に言えない立場にあるからだけれども、そなやつてみると、なるほどこれはずして——今までよくとつていたと思われませんか。

○村山政府委員 今度周接税全般の減税に際しまして、各間接税を通じて洗い直したわけでござります。そういう観點からいいますと、こういう機会があれば早く整理すべきものであつたという感じは直率にいたします。

○佐藤(観)委員 だから私はそういう品目を、主税局長、税金をとる御本尊自体がこれはおかしいということがあと振り返つて考えられると思う。あと残つたりちにも、おそらくかりに来年物品税が減らされることになれば、私はあなたが今受けられる感じと同じような考えが浮かぶのではないかと思うのですよ。少なくとも現在のような自然増収が五千五百億もあるとき、清涼飲料水なんかとるという観点が、どうも私たち納得がいかないのですが、そないう点について、これは大臣に聞かなければいけませんけれども、主税局長としては言いにくいためうけれども、個人としてそういう観点はどんなよう思つておられるのですか。僕はあなたが今おっしゃられるような今度はずされる対象となつたものは、当然はずれていいのだと思うのですが、あなたはそなう思われませんか、その点を伺つておきたい。

○村山政府委員 今までこれはなかなか一方において歳出の問題がありま

すし、他方重いといわれる税金もする  
いろございます。今まで何といってお  
やはり所得税が中心であつたというう  
とは、やむを得なかつたと思うわけで  
ございまして、今日までずっと所得税  
を相次いで減税して参りました。経済  
の活況によりまして、相当自然増収もあ  
り出でております。もちろんこの自然増収  
全部使えるわけではございませんんで  
で、そのうち交付税とか、あるいは押  
発油税のよう道路財源へ機械的に行  
く部分もございますし、そういう歳出  
要求もございますので、四千八百七億  
のうち、最後に政策で歳出に幾ら回  
せ、それから減税に幾ら回せとかいう  
のは、非常に少ない数字になるわけで  
ござります。それはそれとして、それ  
とは別に今の負担といふものをずつと  
ながめてみますと、間接税全体が重  
かつたということは争えないだろうと  
思うのでござります。所得税の減税が  
非常に急であった、また急を要したと  
いうわけでございます。従つて、今よ  
うやく間接税の番が回ってきた。こう  
いうときに振り返つてよく考えてみま  
すと、酒にしてでもそうでございます。  
それから物品税にしても、今あげたよ  
うなものは、まつ先に課税を廃止すべ  
きものである。こういう感じは率直に  
いたずわけでございます。

盤式レコードー、これは物品税り租税法定主義の關係で、一々具体的に品名をあげて課税するということになつております。従つて、品名がありませんと税課にならない。進歩でございますから、同じものがどんどん出てくるわけではござります。ですからこれを見ますと、このうちちゃんとべきものであつた。たまたま今言つたとえば冷風機、ウォーターサーバー、それから皿盤式レコードー、こういつたものは当然もうバランス上課税になるべきものであります。たまたま今までおつたといふものだらうと思います。庭園用電気芝刈機、これも最近出て参つたので、これは当然のことであろうと思ひます。それからアウト・ポートモーター、モーター、モーター・ポートのエンジンだけを売つてある場合がござります。これも当然のことであります。これらスニーラ装備、脱水乾燥洗たく機、これはむしろ現行の課税になつてゐるものをいろいろこまかく審査しておりますだけに、こういうものが、蓄音機のようなものを分割して売っているというような問題が起きてきたために、こういうことが必要になつてしまつた。むしろ当然のこととございまして、今の掲名の仕方が、あまりにも租税法定主義を貫いていたために、こういうものが自動的にはずれてくるということの手当でございます。カーテーラー、これは自動車のクーラーでございません。ウインドー型だけを課税する理由も乏しいということでございまして、いずれも現在かかるておる

ものに比べて、当然のことであるといつもりであります。  
○佐藤(観)委員 村山さん、たとえどもルームクーラーなど、これは今どんになつておかけになるのですけれども、これは一般には数年前から、むろん会社とかあるいは高等料理店とか、そういうところにやつておられて、日本のような国では、私はルームクーラーがあつたつていいと思う。われわれがこれはようやく安くなるときであるから、やつてみたいと思うときに課税されるというような感じを受けるのですが、こういうところは一体大蔵省はどういうふうにお考えになつているのか。むしろ前に、もつとぜいたく品だといわれたときにかけて、樂になつたときにやめるべきじゃないかと思うのですが、その觀点はどうですか。その時間的な——だいぶルームクーラーなんか一般的に普及されて、みんな何とか一つ今度買おうじゃないかといふようなとき税金をかける、こういう結果が出てくると思う。この時間のズレですね。むしろ私たちは初めていたく品だと思っておったときにからずに、一般大衆に普及された今日税がかかるといふようなことは、ちょっとその占が矛盾をしているのじゃないかといふふうに思うのですが、そういう觀点はどういうふうに考えておられますか。  
○村山政府委員 バッケージ型はもう

いうことで、通達でもつてやつておつたわけでござります。だんだん調べてみますと、いやそりでなくて、せいぜい事務用品と認められるのは十馬力以上のものだ、五馬力・十馬力の間は普通のものとちつとも変わらないといふことで、今度はここでは五馬力以上でござりますが、いすれ規格の免稅点のところで業務用のものははずつもござります。そういうことでございまして、ルームクーラーは時期、タイミング的にいつてどうかといふことでござりますが、たしか日本の今の普及率は〇・四%くらいでござります。あらゆる、いわゆる耐久消費財のうち、最も普及率のまだおくれてある、これからものものだとわれわれは考えております。そういう意味では、われわれもいろいろな耐久消費財の普及率とか、各國のものをずっと見まして、先生おっしゃるようにこれはタイミングがおくれているのじやないかとか、それから当該消費が、今の日本の消費水準がどんな段階にあるかというようなことを、一応見ております。決してもうはずすべきものだと考えておりません。ただ今度はこの分は、ルームクーラーは従来の税率構造の改正に伴いまして、四〇%というのを三〇%には、下がております。

競争しておりましたが、いろいろ点の税率の高さの問題については、これは上がるのではないでしようが、下げるような場合について、一体どういふ観点でやつておられるのか、この点も私は非常に疑問な点でありますので、伺つておきたいと思います。

○村山政府委員 率直に言いましてわれわれは、従来の税率が三%から五の名までの八段階の税率がある、この構造が一休どんなものであるかといたことを考えたわけでござります。それでいつでも比較になりますと、下げよろといふときには、何しろ八段階あるのですから、そのうちの任意のところを持ってきて、あれに比べてどうだ、こうだといふ話が出るわけでござります。何しろこの物品税の税率は、かなり実際問題としては常識的な問題だらうと思うわけでござります。そういう税率構造を持つておりますと、非常に人の判断もむずかしい。それだけに、ともするとその税率の盛り方等についても、間違ったことも起き得ることだと思います。やはり税率構造というものをある程度明快なものにしていく必要がある、こう考えたわけでござります。それで考え方の基礎といたしまして、製造段階のものは、それは税を課するに値すると思うもの普通のものはまず二の名で抑えましょう。小売で一の名になります。ですからその辺の税率構造が適当である。それでずっと物品を見まして、従来の絆もございますが、この辺は物品税の課税物品中では普通品と見られるものは二の名にいたします。ただ課税物品は非常に広いわけでございますので、その上、下一段階というのでは少しま

のものがござります。あるいは三段階税率のものが、結果的には下がったこととなつてゐるわけでござります。たゞ、そなへて、今の二段階、同じ物品でも二段階税率からテレビ、電気冷蔵庫、これは二段階税率でございますが、こういったもののその二段階の区分をどこにするという問題は、最近の状況を十分勘案いたしまして改正したわけでござります。たとえば冷蔵庫でございますと、従来百十四リットルのところで切つておつたわけでございますが、これを一度は百七十で切るといふわけです。これからテレビでございますと十四インチで切つておりましたが、これは将来的の輸出のことも十分考慮をして、二インチで切るというよくなところの辺はこまかいところでは検討はしさります。税率そのものの盛り方につきましては、そういうしたことから割り出しておるわけでござります。

○佐藤(観)委員 先ほど村山さんからも説明を伺いましたが、この物品税といふものは、そのもの自体がやはり戦時的な一時的な課税対象である。その後になって恒久化するような形が出ておるので、物品税そのものの体系として、私ども社会党は反対しておりますが、理論的根拠としては、これは少し薄いような気がするのです。その点、物品税という名前は別でありますか。あなたはおそらく現在立場上、自分の意見をそういうふうに持つておられるのかもしれませんけれども、物品税そのものが、答申にも書いてありますけれども、政治的な課税であって、それ自体が一時的なものであつたが、いろいろなことで沿革的に残つておるということが書いてありますが、その点について、自然増収が多い今日でありますから、何らかの形で今の物品税

○村山政府委員 物品税の将来の問題として、たとえば課税範囲の問題とか、こういう技術的な問題、そのときの情勢に応する問題は当然あると思いますが、物品税体系の問題としては、これを付加価値税に切りかえるときがあるのかないのか、現在では私は不適当だと思いますが、そういう時間があるかないか、これが一つの問題だと思っています。そうでない限り、物品税は、率直に言わせていただきますと、今の日本の内国消費税のうちでは、最も体系的にすぐれたものだというふうに考えております。

系の中で、どうせ消費も非常に動いておる状況でござりますので、そのときどきの消費の動向といふものを十分見きわめて、そのときどきに、やはり必要な改正を加えていくという配慮は、絶えず怠つてはならぬものだらうと考えております。そういう意味で、われわれも今度は全体のあるワクの中で、できるだけの整備をしたつもりでございますが、そういう点について問題が残つているということは、われわれも否定しないわけであります。そういう意味では、再検討を続けて参りたいと思います。ただこの物品税そのものを廢止するということになりますと、私の個人的の感じでございますが、物品税は今の間接税の中では、最もいいものであるという感じはいたしまず。

かならぬのに困る。商品の態様は相当地  
います。それで上に二段階、下に二段  
階を設けまして、それぞれその物品  
消費の性質を考えまして、それから引  
來の税率も十分にらみ合わせまして、  
適当のところに入れたなどということです  
ざいます。その結果二十一品目ぐら

連段の従いこは、物品税にするか、あるいは付加価値税なり売上税にするかというような問題、それから全体の税率構造をどうするか、それから課税最低限のよろなものは、課税廃止はこういう感覚で、代表選手のようなものを使いまして、

の体系といふものは廃止して、ほかのことを考へることは第二の問題と見て、そういうことはできないのかどうかといふことは、政治的な問題がありますが、そういう憲についてはどういうふうな考え方を持っておりますか、伺いたい。

ついて、最後でござりますから、御意  
見だけ伺つておきたいと思います。

○村山政府委員 行き過ぎだとは申しあげております。行き過ぎだとは言つておりますが、課税物品は、当然のこととございますが、具体的にどういったものが課税物品であるかといふことを書かざるを得ないわけでござります。従いまして、蓄音機といふうに書いてあるわけでござります。ところがステレオといふのが出てきました、アンサンブルになつた装置が出てくるわけであります。私は技術に弱いのですが、それを分割して売りますと、分割されたものだけを見ると、それは蓄音機ではない。それを買った者が、あとで組み合わすと蓄音機になる。それがステレオ装置といふものだそうですございます。ですから、そういう意味でいえば、その精神は当然蓄音機であつたのでしよう。しかし何分にも具体的に掲名しておりますので、移出の段階では、それ自身は蓄音機でも何でもないということを非課税にならざるを得なかつた。それを今度追加いたしました。これは掲名しておるということからくることでありますと、やむを得ないことだと思います。租税法定主義の行き過ぎだとは申しております。今後といふとも、やはり具体的に掲名の必要はあると思います。同じような事態が起きますれば、残念ながら追いかけあとから手当するというふうなことは、こういう税の性質上やむを得ない、こういうふうに考えておるわけです。

お話をだけ聞くと、政令に書こうと、法定にしてしまうと、そのことは現実には同じじゃないか。出したときの時点と、品物が出てくる時点といふものは、常に品物があるとなるでしょうからね。それは法定主義であるからといふ言葉が出たところが、私はちょっとひつかつたものですからね。だから、その点は政令でやつてもやはり書き方で、書き方は、政令の書き方と法律は全然違うかといふのに、書き方は日本語ですから、そんなにうまく書けないのでないかと思うのです。だからその点はちょっとひつかかるのですが、結局どういうことであつたか、それは速記録を見ないとわからないけれども、法定主義ということとは必ずしも関係はないのだ、こういうふうに理解をしてよろしいわけですか。

弁がございましたので、それほど尋ねる点もないでございますが、主税局長の御答弁を聞いてみると、財源確保が非常にねらいのよくな答弁をしておりますので、最初に税収の増減についてお尋ねをしてみたいと思います。

本来なら、政令が規定されることから内容についても、審議の前にわれわれに配付をしてもらえると、非常に親切な態度であり、われわれの審議もやりやすいのであります。こまかい内容についての表が出ておりませんから、少しお尋ねをいたしますが、十六品目の廃止による減収額は何んばになりますか。

○村山政府委員 これは平年度ベニスで申し上げます。課税廃止による減収額で六十九億五千百万でございます。

○武蔵委員 そこで、この政府の提出いたしました法律案に基づいて順次お尋ねいたしますが、第一種の物品、一類、二類、三類といふよくな分類別の三十七年度の収入見積もりと三十五年度の実績、両方の数字を対比して一つ類別にお示しをいただきたいと思います。

○村山政府委員 類別だけで申し上げます。これはあと収入ベースになりますので、いろいろなものが入って参りますので、課税額で申し上げます。三十五年度実績、第一種十六億一千九百万、第二種八百二十一億ちょうど、それから第三種は二十億三百万、合計八千五百七億二千二百万。それから三十六年度、これは実績見込みでございますが、第一種二十三億八千九百万、第二種千七十一億八百万、第三種二十二億五千八百万、合計千百十七億五千五百五万。それから三十七年度現行法ベー

ス、第一種三十億四千七百万、第二種三百九十九億九千七百万、第三種十七億四千六百万、改正法平年度第一種十七億五千九百万、第二種九百九十九億万、第二種一千七百万、課税額合計一千三百四百万、第三種十三億五千八百万、七十五億九千九百万でござります。  
○武藤委員 主税局長が最後に御答弁した数字は、この租税及び印紙収入予算説明の数字と合わないようでございまが、どういう関係で合わないのでしょうか。  
○村山政府委員 これは収入見積額が出ておりまして、それから戻し入れ控除額、それから収入歩合をかけます。それで本年度収入額ができ、それから過年度収入額がございまして、収入額合計ということになります。それでそれらを差し引き合計いたしますと一千三十九億九千七百万でございます。  
○武藤委員 ただいまの税収からいきまして、一番多いのが第二種でございまが、第二種の中でもいろいろ類別されておりまして、この類別別の歳入は、そういう内訳のわかる資料が全く見ないと、どの部分が一番負担が多いかということははつきりしないわけなんですが、今まで配られた資料では、そこでございません。そこでお尋ねするのですが、この第二種物品の中の第一類、第二類、第三類というふうに類別がござりますが、類別の税収見込みはどういうふうになつていますか。  
○村山政府委員 今現行法の分類で申し上げます。甲、乙、丙、丁、戊、癸、これでございます。先ほど申し上げましたように、一千三十三億四千七百

十四億六千六百万、乙類百五十六億二千百万、丙類四百六億一千四百万、丁類二百九十七億一千四百万、戊類五十九億六千九百万、癸類六十九億六千三百万。ここでおわかりのように丙と丁、つまり現行三割から二割の税率でございます。この辺にはほとんど中心がきておるということは、これでわかるわけでございます。

○武蔵委員 そうしますと、今度の改正法でいきますと第三類が非常に多い。三類と四類になろうと思いますが、この三類の中で特に成長する品目というものは大体どんなところですか。

○村山政府委員 物品税は、耐久消費財の中でも特定のものに非常に税収が集中しております。従来七十品目といつておりましたが、このうち上位十品目をとりますと、全体の約七・%を占めております。いずれも第二種の物品でございまして、一番目がテレビでございます。これの実績は三十五年度の実績でございますが……。

○武蔵委員 それはあるのです。それは調査会でちゃんと出しているからいいます。僕が聞いてているのは、三十七年度の予想、皆さんの方の収入予定、それを聞きたいわけです。

○村山政府委員 これも上位十品目の順位はそれほどには狂いはございません。おもな物品全部計算しておりますが、大きいものから十位ということになりましたら、これからピックアップいたします。今全部明細書に載つておりますが……。

○武蔵委員 何分にも物品税の場合非常にこまかい品目にわたるものですから、品目別の税収表というものをわ

れわれに見せていただきかないと、どうも  
いうものはもつと減税してもらいたいとか、  
これはもうやめてもいいのじゃなか  
いかとか、そういう判断がなかなかで  
きないのです。たとえば扇風機の問題を  
であるとか——扇風機というものはど  
この家庭でも大ていかるわけです。そ  
ういうようなものとか、口紅とか、そ  
ういうものがどれだけ具体的に歳入に  
見積もられておるのか、そらいく個々  
の品目にわたって聞かないと、財源に  
どうも影響があるからと一口に言われ  
てしまうと、それ以上これはやめよう  
じゃないかという意見も展開できな  
い。もつと資料が豊富にないと、どう  
も固々の要旨こつこつて聞かなければで

は、いろいろ検討しておりますのは、樂器のケースであるとか、弱音器、弓、こういったものをはずすと

○武藤委員 窓風機などは大体幾らから課税される事になりますか。

○村山政府委員 窓風機には免稅点はございません。三十七年度、現行法ベースで三十七億二千四百万円度見て

○武藤委員 それから第三種のマツチですね、千本について一円といふ物品税をかけておりますが、賦課する趣旨、そしと一つ最初に御説明す、二、

原則になると思うのです。どうも広告の費用までみな税金をかけるのが公平の用だから課税するということは理屈にならぬのですが、どういふことなんですか。マッチの税収見込みは大体どのくらい見ておられるわけですか。

に一般家庭にまで全部かかる。しかる  
には物品税が、広告という名前のもと  
で、どうも一般家庭で使うマッチの棒  
部分なりには税金をかけないで、広  
告の部分だけに課税する方法を考え  
ながら和氣あらわしく話し合つたのである。

千本で一円なんという、税体系の中で  
はほんのささいなこないもの、主  
税局長が抜本的改正をしたと言つてい  
ないならないですよ。ところが過去  
二、三回物品税の手直しをやつたけれ

ども、それは部分的なわざかなものだ。今度は根本的な改正をやるのだ、

こういう説明をしておいて、こんなのが残しておくといふのは、抜本的物品

和洋の改正にはたらぬよる、た氣がする  
のですが、どうでしょう。

ど佐藤先生に申し上げましたが、いろいろのものがなお残つておりますよ

う。という中では、これもその一つであるということは言い得ると思いま

す。それは承知しておるつもりでござります。外国では不思議にたばことマッチという関係で、マッチには大ていの國はみんな課税しておりますが、そういうところで日本は一般に廣告に五割ぐらいあるということで、從來存置されているということになつております。

○武藤委員 それからもう一つ、第二種の第五類の化粧品でございますが、おもしろい、口紅、あるいは髪の毛を染める染毛料ですが、こういふようなものにもみんな税金をかけているわけですが、そのおもしろい、口紅といふものは、これはどういう性質だから課税をするのですか。今度の廢止の品目の中に当然入れてもいいような気がするのですが、趣味ですか、女性がお化粧したり、きれいにならうとしているのは。少しせいたく過ぎるからはせずないというのか、その辺はどうですか。

○村山政府委員 これはいろいろのものの方だと思ひます。身だしなみといえどもそれまでの話でござりますが、とにかく必需品からはかなり遠いということでござります。ただこれは不思議に化粧品については、各國にいずれも高いのでございまして、米国では製造五〇%課税でござります。米国は小売一割、英國は仕入税五〇%の税率でございます。不思議とわれわれも化粧品は興味を持つていろいろ検討してみましたが、そしたら、そういうことだということ、それから従来は御案内のようすに、女性用のものは不思議に一五%，男性用五%といふようなことでございまして、男女平等の世の中でございますので、特

す。それは承知しておるつもりでござります。外国では不思議にたばことマッヂという関係で、マッヂには大ていの園はみんな課税しておりますが、そういうところで日本は一般に廣告に五割ぐらいあるということで、從来存置されているということになつております。

○村山政府委員　これはいろいろのもの  
の考え方だと思います。身だしなみ  
といえどそれまでの話でございますが、  
とにかく必需品からはかなり遠いとい  
うことだと思います。ただこれは不思

議に化粧品については、各國いずれも高いのでございまして、米国では製造五〇%課税でございます。米国は小売一割、英國は仕入税五〇%の税率でご

さいます。不思議とわれわれは、化粧品は興味を持つていろいろ検討してみま

これから従来は御案内のように、女性用のものは不思議に一五点、男性用五点

といふよくなじみで、男と女平等の世の中でもうおなじで、特

に香水、それからマニキュアのようなものだけを一五%にいたしまして、おととは一五%を一割にいたしまして、それ以外のものはすべて今度は最低の五%，男女平等の五%ということ、身だしなみをするときには五%ぐらいの負担をしていただきたい、こういうふうに御提案しているわけでござります。

○武藤委員 ここで化粧品の税収ですね、前年は幾ら、見込みは幾ら、その点を一つ明らかにしてもらつて、それから身だしなみに対する必要品に課税をするというのは、少しほ度が過ぎているのでは、もうな気がするわけです。特に日本の女性は、世界じゅうどこへ行つても最もきれいだといわれているのですから、さらにそれを世界的な誇りにするためにも、こういふ日常品として必要なくべからざるものですね。必需品なんですよ、女性の。そういうものから五%の税金をとるということのは、少し主税局長、思ひやりのないような気がするのですが、大臣はどうしてもはずしてはいかぬということでお五%課税だというのか、これはどうですか。

○村山政府委員 これは現行法ベースで出ておりますが、従来の一五%のものが現行法ベースで十五億三千五百萬、今度は約十億ぐらいまでは五%の方に組みかることになります。ですから、残るのは五億程度というふうに新たに女性用のものが十億ぐらい御承知願いたいと思います。それから従来からこれは五%のものが現行法ベースで二十六億九千二百万、これに従来一五%のときには十億でござりますので、それが今度五%に一挙に下がり

に香水、それからマニキュアのようかのだけを一五%にいたしまして、おとは一五%を一割にいたしまして、それ以外のものはすべて今度は最低の五%，男女平等の五%ということでお身だしなみをするときには五%ぐらいの負担をしていただきたいふうに御提案しているわけでございます。

○武藤委員 ここで化粧品の税収ですね、前年は幾ら、見込みは幾ら、その点を一つ明らかにしてもらつて、それから身だしなみに対する必要品に課税するというの、少し度が過ぎているような気がするわけです。特に日本の女性は、世界じゅうどこへ行っても最もきれいだといわれているのですから、さらにそれを世界的な誇りにするためにも、こういう日常品として必要な税金をとるといふのは、少し主張欠くべからざるものですね、必需品なんですよ、女性の。そういうものから五%の税金をとるといふのは、少し主張

科長　思ひやうのなしよがタダかと  
るのですが、大臣がどうしてもはずし  
てはいかぬということとで五%課税だと  
いうのか、これはどうですか。

のが現行法ベースで十五億三千五百萬、今度は約十億ぐらいまでは五%の方に組みかることになります。ですから、残るのは五億程度というふうに

御承知願いたいと思います。それから  
従来からこれは五%のものが現行法

ヘースで二十六億九千二百万、これに新たに女性用のものが十億ぐらいここ

従来一五%のときに十億でござります  
ので、それが今度五%の一挙こ下がり

○武藤委員 稅制調査会の資料によりますから、三億三千万程度加わるといふことでもあります。おもしろい、口紅のたぐいでござります。

ない下位三十品目の課税額が載つてお  
りますが、これでは今の化粧品の税額  
が全然出ていないのでよくわからない  
わけですが、化粧品用具とかあるいは  
帽子、つえ、そういうようなものを繪  
計しても税額で六千八百万円なんですね。  
それが口紅、化粧品だけで十五億  
も税収があったのでしようかね、ただ  
いまの数字は眞実の数字でしょう、  
どうでしょら。

○村山政府委員 推計でござりますが、眞実に近いものだと思っております。これはどこでござりますが、化粧品の税収といふものは、相当多額给您

上つて いることは事実でござい ます。  
三十五年 の 実績で申し上げま すと、化  
粧クリームだけ で二十億三千五百万、  
それからおろい、口紅だけ で十億七

一千四百万、これは実績でござりますの  
で、大体化粧品というものは相当金額と  
してはかかるものでござります。

先ほども申上げましたように、もうすでにぜいたく品でもなし、趣味でもないのでですから、日常女性として必要な最低限の必需物資ですから、一定の

金額を置いて免税点をやむに置いて、この程度のものはもうかけなくて、もうらしい、そういう免税点をこの四十六項目のものは当然設くべきだと思うのですが、そういう点、なぜ免税点を設けてやううとを考えなかつたのですか。  
○村山政府委員 これは何分にも単位としてはこまかいものでござります。

従つて、性質としては免税点を設  
きものではないと私は思うわけですが、  
いまして、今のように広くとらえ  
る限りは、その化粧品をどう全体  
で扱うかというあたりが問題では  
あります。また化粧品でございます。  
顔  
けるものでござりますから、うか  
が

免税点などをつけますと、粗悪品を作つて皮膚に影響するといふことを考えられます。そういうことがありますので、全体としてどういうに扱うかという問題ではなかなか思うわけございません。今度はおいい、口紅に限らず、男子のクリー<sup>ム</sup>、全部五%に持つていつて、香水とかニキュアだけ一〇%にしようところでござります。

○武田委員 言論ではあります  
ら、私どもの意見はあまり述べる  
も差し控えますが、この化粧品に  
て課税するということは、現在の

の現状、女性の使用状況から見てすでに廃止すべきだ。十六品目のした品目と比較しても、廃止しておかしくない、均衡を失しな

さように私どもは考えて、この廃踏み切るべきだという意見ですが、來この問題について検討をすると、意見を待ちであるかどうか、そ

も今そのまま当分の間押し通していくだというお考えであるが、御見ちよつとお知らせ願いたい。

○村山政府委員 奉直に申します  
化粧品だけ今度の課税物品の体系で  
さらに検討すべきだいろいろうふう  
考えておりません。やはり課税物  
体は、物品税の性質上、消費の推  
絶えず考えていく必要があるとい  
味では、化粧品も同様に考えてい

費の推移に応じまして全体を見直さる

ればならぬ、そういう意味では化品も決してその例外ではないといふ。そういう意味でわれわれは今後も検討を重ねて参りたいと思います。

れども、特に化粧品だけがほかのものに比べてアンバランスだという感覚は、実際のところあまりいたさぬわ。

○武藤委員 次に性質の違う質問で、  
が、三十七年度の予算の税収見込み  
基礎にして国民所得との比率は、今

の物品税の改正によってどのように  
なるか、何%になるか、さらに国税  
額に対して何%になるのかの二点を  
尋ねねします。

○村山政府委員 三十六年度予算べ  
スで——今三十七年のものは出てお  
ません。数字でありますから大した  
へこ、へこ、へこ、へこ、へこ、へこ、へこ

いたいと思ひますか  
いえます。  
**○武藤委員** 私が聞いておるのは、  
ういう調査会すでに発表しておる

字を聞いておるのじやないのです  
はつきり断わつて三十七年度の皆さ  
の見込みでいつたらどうなるかと聞  
こゝらうですよ。つかり切つた三十六

度の〇・七%と出でておる、それが今  
の改正でどうなるかということを聞  
ぬことには、そのバランスは出でてこ

いじやですか。そういう答弁ではい  
ぬですよ。

○武藤委員 先ほどの約束で、大臣  
お見えになつたら堀さんへ譲ること  
なつてありますから、一時中断、な

ます。

○堀委員 本日酒税、物品税が当委員会で採決をされるにつきまして、大臣に主要なる点を二、三点だけお伺いいたします。時間がないそろですから、一つ簡単にお答えをいただきたいと思います。

今回の間接税減税の主たる目的は何か、伺います。

○水田国務大臣 主たる目的ですが、国民負担を軽減するということが減税の目的でござりますので、その一環として間接税の減税も行なつたというところでござります。

○堀委員 参議院では低所得者のために間接税の減税をしたというふうにお答えになつておるようですが、その点はどうなのでしょうか。

○水田国務大臣 低所得者のためにどうわけではございませんで、間接税は物品の消費をするものについての減税ですから、低所得者も高所得者も減税だと思います。しかし直接税の減税は恩典があることだし、生活にほんとうに困るといふ低所得者層は社会保障制度で、生活補助そのほかによつていろいろ政府が見る、政府の政治の対象になる層でございますが、その間の層といたるものについては、今度の間接税の減税によって負担が軽くなるといふことはあるが、そのほかの恩典はないのだということを言つただけでございまして、間接税が低所得者のための減税というわけにはいかぬと思います。

○堀委員 今非納税者の問題に触れられましたが、大臣は、今度の間接税減税で、所得税非納税者に対して十分な間接税の減税が行なわれたと思われますか。



て、先般の大蔵大臣の御答弁の中にも  
そのようなことがちよつとうかがわれ  
て、いさざか心外に思うわけでござい  
まして、確かに終戦前はそうであった  
と思うのでございますが、しかる終戦  
後は事情は一変して参りまして、財産  
税の施行、農地解放の実施などによつ  
て、清酒業者が先祖から伝承して参り  
ました資産の大半は失われるに至つた  
のでございまして、いわゆる斜陽族に  
入る人たちが多いのみならず、清酒等  
の販売価格は長い間マル公制度のもと  
におかれまして、低利潤に抑えられて  
いたために、資本の蓄積をする余裕も  
なく、毎年の生産にあたつての原料米  
購入等の資金は、そのほとんど大部分  
を銀行融資に仰いでいることは、お世  
話をなすつておる大蔵当局自身よく御  
承知の通りでござります。

の増産に即応し、コスト・ダウンはばかりでなく、市場における競争にたえていくためには、好むと好まざるとを問わずに、設備装置の近代化ないしは合理化に迫られている状態におかれでござります。そこでございまして、前にも述べました通り資本の蓄積がございませんので、これら設備資金等は大部分を他人資本に仰がなければならないわけでござります。

しかるに大蔵省の融資準則によりますと、酒類製造業に対する融資順位は内と相なつておるわけでござります。毎年の仕込み原用資金は特別のはからいで甲並みの取り扱いになつておりますが、設備等の資金は依然内扱いとなつてゐるわけでございまして、他の基幹産業に比べ、はるかに後順位となつておるわけでござります。このようなるべくあります。そこで政府は、これらの中小規模の清酒等生産者に対して、中小企業振興資金助成法の融資対象としてすみやかに指定するとともに、開発銀行または中小企業金融公庫に対しても、長期低利の資金を放出するようなるべくあります。そこでございまして、特別の措置を講じられておりまして、設備の近代化を促進するとともに、中小企業保護育成の立場からひよ善処されんことを切望するわけでございまして、特に先般私はお取引の話をいたしました。おけ商業者の現在の苦境はきわめて困難な状況に置かれておるわけでございまして、これに対する長期運転資金の早期手当を要望いたす次第でござります。

第二点は、酒類業界において、大企業と中小企業との関係において、昨年來大問題になつております清酒と合成酒との問題についてでございます。御承知の通りに、この問題は合成清酒側において、酒税法改正の機会に名称を日本酒と変更するとともに、原料米の使用限度を現行の二十度換算合成清酒の重量の5%以内というのを、一〇%に変更してもらいたいということを政府に陳情したのが、その発端であるわけでございます。これに対し清酒業界においては、名称を日本酒と変更することには、消費者に対して、清酒と合成酒の区別をあいまいにして、その選択を迷わすことになること、また原料米の增量についても両者の区別が容易につかなくなりますのと、合成清酒業界では、これを機会に大資本にものをいわせて大宣伝をなすであろうから、このようなことで資本力、宣伝力の大きな合成清酒業界と、中小企業をもつて組織されております清酒業界とが、同じ市場で競争することに相なりますと、おのずからその歸趣は明らかであるとして、猛烈な反対をいたして今日に参つておりますことは、各位の十分御承知の通りでございます。

有いたしておるわけでござりますが、しかもこれららの業者は新式しようと、原料用アルコールの製造をそれだけ兼業いたしておるわけでござりますが、から、非常に強大な力を有しておるわけですから、非常に反しまして、これを合計いたしますと、合成清酒全業者の一業者当たり平均生産量は、十五度五分換算にいたしまして約三万石に達するのでござります。これに反しまして清酒業界の方は、さきに申しましたごとく十五度五分換算で一業者当たり平均生産量千百石程度でありますから、名称をまさかわしいものにして、中身を今の倍の米を使つて近似させ、両者を競争させるということは、中小企業の保護の立場から考えましてもきわめて重大な問題を含み、慎重に取り扱わなければならぬと考えるものでございます。従いまして、名称はもちろん、原料米の使用限度は現行のままに据え置くことが、総合的政治視野に立つて至当かと存ずる次第でござります。

ところでこの原料米の使用限度をきめたところの規定は、政令である酒税法施行令第三条第二項であります。これを言いかえますと、合成清酒の原料米使用限度のきめ方は、法律で、これを大蔵大臣に委任するという形をとつておるわけでございまして、大蔵当局は、このように中小企業の存立に重大な影響があり、国民の権利義務にも至り、この原料米使用制限の規定が政令にゆだねられておる理由は、戦後において、米穀事情の窮屈から清酒が極度に不足した際、代用品である合成清酒と、この原料米使用制限の規定が政令

に若干の米の使用を認めることとし、  
清酒の不足を補つたのであるが、元来  
合成清酒は米を使わない建前で出発し  
たものであつて、戦後米の使用を認め  
たのは、いわば臨時的措置であるか  
ら、いつまたもとの姿に返るかもそれ  
ないという配慮から、政令をもつて規  
定されたといふ説明があつたのでござ  
います。しかしながら、戦後二十年近  
くなる現在、この規定は合成清酒の定  
義に関する基本的規定でありまして、  
酒税の税率にも関係し、また罰則規定  
も伴うものであり、いわば国民の権利と  
義務に重大な影響がある規定であり、  
なお先ほど申し上げましたように、大  
企業対中小企業の問題として重大な政  
治的課題でござりますから、いつまで  
も政令のままに置くことは妥当ではない  
いと思うのでございまして、政府はす  
べからく、政令を認められた現行の制限規  
定を酒税法に組み入れることを要を望  
するものでござります。こういたしま  
ますことによりまして、清酒の定義規  
定におけるアルコール等の使用制限規  
定が、酒税法に定められておりますの  
と初めて肩を並べることになり、法体  
系といたしましてもつきりした形に  
なるのでございまして、先ごろ本委員  
会におきましての私の質問に対する大  
蔵大臣の御答弁とも相マッチし、これ  
を実行するゆえんもあると思うので  
ござります。

国会までに必ず措置されることを要請

いたす次第でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申

し上げる次第でございます。

○小川委員長 お説りいたします。

藤井君提出の動議のことく決するに

御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めま

す。よって、藤井君提出の動議のこと

く附帯決議を付するに決しました。

○小川委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう決しました。

○小川委員長 物品税法案について質

疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤委員 先ほど質問いたしました

国民所得に対する率、それと国税総額

に対する物品税の率がどうなつておる

か、計算つきましたか。

○村山政府委員 租税総額の方は今計

算しておりますが、国民所得に対する

比率を申し上げます。三十七年度の國

民所得十四兆三千五十億、それから減

税前の物品税額一千一百十二億、〇・

八%でございます。減税後千四十億、

〇・七%でございます。

○武藤委員 そういたしますと、減税

総額で見ましても、国民所得に対する

比率で見ましても、昭和三十五年、三

十六年が〇・七、それをもし改正しな

かつたら〇・八になる。そこで今回の

改正案で前年と同じ〇・七%であると

率なんですね。決して、国民所得に対

する比率から見ても、減税が大幅だと

そり私は考えるのです。特に昭和二十

六年、七年、八年ころは〇・三%あるい

は〇・四%なんです。そのころから比

較しても、今日の物品税の負担割合が

かなりまだ多いといふことが言えるの

であります。少なくとも昭和三十年あ

るいは二十八、九年程度の〇・四、五%

まで物品税の負担率を下げてもよろし

いのではないか。そういう点から考え

金融措置その他の企業対策の面につき

頗りました附帯決議につきましてお答

え申し上げます。

○天野政府委員 ただいまの御決議を

対し、天野政務次官より発言を求めら

れています。これを許します。天野

大蔵政務次官。

○天野政府委員 ただいまの御決議を

對し、天野政務次官より発言を求めら

れています。これを許します。天野

○村山政府委員 物品税の税収の国民

所得に対する割合を一定にするとか、

あるいは国税総額に対する割合を一定

にする、あるいはある比率にしよう、こ

ういう角度から物品税の税制を考えて

いるわけではございません。先ほども

申し述べましたように、物品税の最近

五年間における税収の伸びは、各税を

通じて最も高い税収でございます。從

いましてはうつておきますと、これは

相当程度伸びていく。来年は經濟の状

況がございまして、ただいま言いまし

たように減税前ですと〇・八%、減税

後〇・七%，これは来年の經濟の予想

される伸びが非常に小さい関係で、そ

ういうふうに見込まれてきたといふこ

とでございまして、全般的にいいます

と、国民所得の伸びをはるかに越えて

いくわけでございまして、過去五年間

の平均伸び率の所得に対する弹性値を

なつております。そこで、二・四%くらいに

なつております。そういう意味で、わ

れわれは国民所得に対する一定率とか

そういうことではございませんので、

そういう問題ははどうするのか、こういふ点か

ら積み重ね方式で出しております。そ

ういう意味でございますので、必ずし

もそういうことにはならないと思いま

す。

なお先ほどの件について申し上げま

すが、国税総額中、減税前では五・

六%、減税後四・四%程度でございま

す。

○武藤委員 積み重ね方式で減税幅を

きめていったたることは、そういう

方法を従来とておつたから一応やむ

を得ないと思いますが、ただノーマル

な二十五年度ごろからの状況を見ます

と、大体〇・四%、〇・五%程度がか

なり長い期間統いておるわけです。そ

れが〇・七%までいったからこれをダ

ウンさせようとという意図的な検討とい

うのを、私は考えていいと思うので

下がっていく、それが前年度と同じ國

民所得全体に対して〇・七%であると

いうことは、こういふ数字からいつた

下がっていき、それが前年度と同じ國

民所得全体に対して〇・七%であると

いうことは、こういふ数字からいつた

○村山政府委員 免税点の問題につき

ましては、現行においてどういうこと

になつておるか、従来どういう点が問

題になつておるかということはおのず

からわかるわけでございます。そういう

ありますればそれによつて調べて参り

ます。それがどういう用途に使われ

ておるか、どういう人たちがやってお

りますか。それでどうなことをしきいに検討

いたします。その上で政令できめ

ります。こういう遊びになるわけでござい

ます。

それから先ほどの問題でございます。

が、二十五年くらいでございますと、

ちょうどまだ物品税の耐久消費財の伸

びが出てこないところでございます。今

ますと、このときが課税物品は七十七

品目くらいだらうと思ひます。一番多

いときは課税品目は百をこえたと思ひ

ます。現行が七十七品目で、今度十六品

目廢止いたしますので、五十四品目に

なるわけでございます。このときも課

税物品は多いが、しかし税率も高いわ

けです。高いにもかかわらず低いとい

うことは、「一つはその消費の状況でど

なるわけでございます。このときも課

税物品は多いが、しかし税率も高いわ

けです。高いにもかかわらず低いとい

うことは、「一つはその消費の状況でど

なるわけでございます。このときも課

税物品は多いが、しかし税率も高いわ

けです。高いにもかかわらず低いとい

うことは、「一つはその消費の状況でど

なるわけでございます。このときも課

税物品は多いが、しかし税率も高いわ

けです。高いにもかかわらず低いとい

うことは、「一つはその消費の状況でど

なるわけでございます。このときも課

たのか、そういう点一つ各品目を全部

出してもらわぬとほんとうはわからない

が、総合的判断ができるわけですが、ど

今ここに入つておる資料だけでは、ど

うも初めに免税点をきめるきめ方にも

かなり問題があるような気がするので

が、そこらはどうですか。

○村山政府委員 個々の物品の免税点

については、ほんとうに申しますと、

もつとこまかく非常にニュアンスがあ

りますのでなんですが、たとえば今の

ラジオの場合でありますと、現在5%

と10%という税率の差がございます

が、免税点についてはその間一率にき

まつておるわけであります。今度は

5%かかっておるようなものについて

は全部課税を廃止してしまおうといふ

意図が働いておるわけでありますと、

高級ラジオだけ課税しようということ

でございます。そういうことからくる

免税点の移行でありますので、非常に

大幅になつておりますが、考え方の推

移はその辺にあるわけであります。

○武藤委員 今度の免税点の引き上げ

によって生ずる減税額はどのくらいに

なりますか。

○村山政府委員 これはまだ政令を出

しておりませんので、確定数字ではございません。

大体のところで今案でございません。

見積もりますと、平年度四十九億六千

七百万円程度になるであろうかといふ

ふうに推定されるわけであります。

○武藤委員 この政令をこれから作る

意味で来ていただいて話を聞く、また

おるので、私ども審議するのに材料

がないわけでありますが、この政令で

きめる場合の中心になる免税点を協議

するには、主税局長や何かに入るわけ

しょうが、その構成はどの程度の構成

でそういう規則を作るのですか。

○村山政府委員 私の方には、総務課

のほかに一課、二課、調査課、臨時税

法整備室がございまして、中心になる

のは、これは物品税の関係でございま

すので二課であります。大体二課の

関係者は全部入ります。そのほかに財

務調査官もおりますし、それから過去

のこれを扱つた人たちもおりますの

で、それらの人の御意見も聞くわけで

ございます。もちろんそれまでの間に

二課ではあらゆる資料を作りまして、

二課でいろいろな意見を一つの案にし

て、それを局としては検討して参るわ

けであります。

○武藤委員 先ほど主税局長から業界

の意向も十分聞いて免税点をきめてお

るという言葉があったから、業界の意

向を聞く窓口は、課長のところなりあ

るいは主税局長のことなり、あるいは

は何か合議体の政策を作る制度を作つ

ておる十人なら十人がきらつとやるの

か、そちらの点にいささか不安がある

のですが、業界の意向を聞くといふの

はどういう方法で聞いておるわけです

か。

○村山政府委員 これはどういう方法

と特に限られた方法はございません。

これはそれぞれ担当の課長の方なりあ

るいは担当課長補佐の方なりに隨時

参つておるわけございまして、業界

からも始終話はございます。またこちら

も進んでその意見を求めたよろしい場

合には、どんどん疑点を明らかにする

意味で来ていただいた話を聞く、また

業界の催しものがありますれば、そこ

に出で向こうの意見を聞き、こちらの

意見も言う、要するにそういうのは一

つの原案作成までの過程でございま

す。そういう意味で、われわれはあら

ゆる方面的の意見あるいはデータとい

るものができるだけ収集いたしまして、

最後の決定をいたすという運びになる

わけでございます。

○武藤委員 この免税点政策委任事項

の原案作成にあたつては、できるだけ

総合判断のできるような形でそういう

ものをきめてもらわない、業界に

よつては非常にアンバランスができた

り、不公平になるようなおそれなし

としませんので、十分一つそういう点

は考慮して、免税点といふものの検討

をしてもらわなければならぬ、そういう

強い要望を一つしておきたいと思う

わけであります。

○武藤委員 それから最後の質問であります。

それから最後の質問であります。

署細企業の製造物品で税の転嫁が困難

な事情があると認められる飾りもの、

人形及び玩具、そういうようなものに

ついては小売課税の方に移行すること

になつておる。そうすると小さい製造

業者が自分のところで申告できない、

あるいはすると不合理がある、そういう

ござりますので、ともすると物品税は忘れられてしまふということで、あとになつてその職人の方々は物品税のや

り場に困るということでございます。

○村山政府委員 ええ、二種から一種

に移すのであります。あれを人形と呼ぶの

ととが、やはりお節句のものが多いため

でございます。そういう意味で、これ

よりも規模が大きい、むしろ消費段階

から、私の質問はこれで終ります

のでございます。

○武藤委員 その他あと数項目質問し

よろとと思って用意していたのですが、

大へん時間もおそらくなつて、代議士会

も開かれる時間でございますし、関連

質問も広瀬さんの方からあるようです

から、私の質問はこれで終ります

し上げたい。

先ほど化粧品の問題で、下手に免税

点なんかを設けると粗悪品が生まれて

はという答弁があつたわけであります

が、それはやはり私どもとしては納得

できない。免税点を適正にきめればそ

ういうことはまずないわけです。それ

は消費の性質と担税力に対する照合の

関係といふもので、化粧品を一律一体

に——化粧品の中にもクリーミーだと

か、おしゃれいだとか、紅だとか、いろ

いろあるわけであります。これらは

ものをおしなべてといふことでなく

て、その中で若干奢華的な要素もあ

る。それからむしろこれははだを保護

するという薬剤的な意味を持つものも

あるだろう。しかもその消費の性質上

か、そういう限定されたものだけです

ます。それだけに記帳が非常に困難だ

いきます。その場合に税金を転嫁すべきもの

は別になります。これは貴金属を使いました

ものは別になります。これは貴金属

製品といふ範疇に入りますので、これ

は現在小売になつております。

○村山政府委員 貴金属を使いました

ものは別になります。これは貴金属

製品といふ範疇に入りますので、これ

は現在小売になつております。

○武藤委員 第二種だけですな。

○村山政府委員 ええ、二種から一種

に移すのであります。あれを人形と呼ぶの

ととが、やはりお節句のものが多いわ

うなものもあるのじゃないかと思うので

あります。そういうものなんかをやはり抜き

出して、税の対象からはずしていく。たとえばクリームといらうようなものは、それに当たると思うのですが、それでも相当良質な高価なものという場合、それをどうするかといふ問題もあるかもしませんが、いずれにしてもそういう化粧水とか、クリームとか、あるいは髪の油といらうようなものは、これは頭髪の保護なり、あるいははだの保護なり、むしろ薬品的な健康新持的な面があるわけです。そういうのは化粧品たる性格よりも、そういう要素の強い場合には、課税品目からそれを抜き出すことも可能だらうと考えておるのであるが、急に税収の關係でできないというような問題でもあるならば——現在やられておる標準といふのをとつて免税点を作れば、先ほどおっしゃつたようなこともなくなる、そういう点についてきめのこまかい配慮を次の機会になさる氣持があるかどうかということを一つ……。

いろいろなことを申しましたが、それは  
第二次、第三次的な理由でございまし  
て、化粧品のようなものにつきまして  
は、五名ぐらいのものはやむを得ない  
のじやないか。特にそのうち従来一  
五%の適用をいたしましたものが香水  
とか、マニキュアとかあるいはおしろ  
い、口紅があつたわけでござります  
が、おもしろい、口紅のようなものには、  
これは普通の男女の使うクリームと全  
く同じではなからぬか。香水とかマニ  
キュアになりますと、相当高価なもの  
がござります。その点がありますの  
で、多少税率を設けて、それを一五%  
から一〇%にいたしたというところでござ  
ります。もちろんこの化粧品全体の  
推移というよくなものにつきまして  
は、今後検討を要するものだと思いま  
す。また化粧品のうちにいろいろなも  
のが出て参りましたら、その情勢に応  
じて検討するにやぶさかではございま  
せんが、われわれの現在の考え方とい  
たしまして、社会的に化粧品といわれ  
るその用途に着目しておるわけでござ  
います。あまりこまかくやるといふこと  
とは、かえってどんなものであるかと  
いう危惧があるわけでございます。

では、抜いたらどうかという端的な質問を実はいたしておるわけなんですね。そういう気持が幾らかでもあるのか。この辺についてピントを合わせてもう一度答えていただきたい。

○村山政府委員 先ほど具体的におあげになつたクリームと油、化粧水はやはり化粧品じゃないかと思います。

○広瀬(秀)委員 これ以上ここで議論をする時間はございませんから、それらのところは少なくとも来年あたりにもう一べん検討をしていただきたいといふことを要請いたしまして、その点は終わります。

もう一つ。今までどなたも触れなかつた問題ですが、暫定軽減税率がございます。貿易自由化に対処するものと、新規課税物品で、急激な価格の変動を避けるという配慮であります。軽減税率が設けられておりますが、これも租税特別措置と同じように、新規課税の方は三十九年九月三十日まで、貿易自由化の方はさらに一年延びて四十年三月三十一日、こういうようになつてゐるわけであります。これも、何かしら軽減税率を一たんやつてしまふと、これが既得権化する、おそらく長期化するんじゃないかなということを、租税特別措置における時限法との関連において、私は非常に不安に思つわけなんです。新規課税物品の場合に、二年間暫定税率を設けておるわけありますが、これについて、一体この期限がきたら、必ずこれは基本税率に復するといふようなお考へなのか、またそのときの情勢に応じて、消費の伸びとか、税収との関連においてどういう処置をするのか、この点に

ついての見解をこの際はつきりしておいていただきたいわけあります。それから新規課税物品について、軽減税率を設けた理由というのをこの際はつきりしていただき、その上で、この期限到来のときに、大体その通りで基本税率に復するのか、その点についての見解というのを、この際はつきりしておいていただきたいと思うのです。

○村山政務委員 これは、暫定軽減税率を設けておりますのは、新規課税九物品中の七品目と、それからそのほかの四品目でございます。少し考え方方は違いますが、この新規課税のものにつきましては、これはやはり激変緩和といふ、だんだんルートに乗せていく一つの形として考えておるわけでござります。従いまして、われわれはこの二年といふものがきたら、原則的には移すべきものであるといふうに考えておりますし、今度の附則を見ましても、その場合のストック課税の規定を設けております。十から二十、三十に上がる場合がございます。そのときは税差について、当然ストック課税の規定が要るわけでございます。その点も附則の中に当然設けてあるわけでございますので、実は二年後の手当をこの税法の中にしてあるわけでございません。ですから、これは原則として、そのまま延びるということは、全然今のところ想定しておりません。

一方、四つのものは、それぞれ現状を考えて、小型自動車であるとか、あるいはカラーテレビ、カラー・フィルム、こういったものであります。それから今の十七センチ以下の蓄音機用レコードですか、こういうものは非常に日本は弱い立場にあるものでございま

○廣瀬(秀)委員 今の問題ですが、原則的にということを言われるわけですね。それ以上の答弁はむずかしいかとも思ひますけれども、往々にして、とくに、今まで租税特別措置法の例を見て、こういふものを一年々々と存続して、長期化と同時に既得権化して、これがそのままになつてゐるといふようなことがありますし、特にこの問題では、ほかの耐久消費財と新規のもの、今度の七品目、これは非常に同一の条件にあるものが多いわけです。そういうよろくなこととの関連において、この点は原則なんと言つて、将来またやらぬかもしれない。そのときになつて、またもとに戻さないといふようなことをやる布石として、原則としてといふ言葉を使われるのだったら、私はその点全く納得できないのであって、もう少し原則的な立場というものはつきりさせておいていただきたい。もうそれ以上は延ばさないつもりだ。こういうよろくなことを明確にしておいていただきたい、こういうように思います。

○村山政府委員 この新規物品につきましては、ただいまのところ延ばすなどといふことは毛頭考えておりません。

○小川委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたします。

君。 りますのでこれを許します。 武藤山治

○武蔵委員　ただいま議題になりますた物品税法案に対しまして、社会党を代表して反対を表明したいと存じます。

は言い得ないのではないかと思いま  
す。

従つて、わが党は物品税廃止の前向  
きの姿勢に立つて、本案に対しても反  
対の意を表するものであります。

以上、反対の討論を終わります。

たしました。

決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

実に原案の通り可決いたしました。した  
が、ただいま議決いたしました法律案に  
關する委員会報告書の作成等につきま

しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小川委員長 御異議なしと認めま  
「異議なし」と呼ぶ者あり

す。よつて、さよう決しました。  
午前の会議はこの程度にとどめ、午  
後四時まで休憩、こします。

午後一時九分休憩

午後四時二十分開議

○小川委員長 休憩前に引き続かん云議を開きます。

国税通則法案、国税通則法の施行等  
に伴う関係法令の整備等に関する法律

案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案及び財政法の一部を改正す

る法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。島田宗一君。

○鶴田委員 昨日の質問に引き続きま

して続行いたしたいと思います。

うことでござります。それで、ただいま地方税における通則部分の改正は、国税通則法で考えておりましたものから、ごく一部に限られておりまして、先ほど鶴田委員がお話しになりました加算金の問題あるいは延滞金の問題、あるいは賦課金の期間制限の問題、これだけをさしあたり手を打つて、いろいろとござりますので、この両者の間に直接的な関係はないものと、かように考えております。

○鶴田委員 次は、別な角度から質問いたしたいと思うのですけれども、国税通則法の原案が一応最初に主税局試案として発表されたときに、全国的な反対の運動が起こりまして、そうしていろいろ情勢を判断しながら、国税通則法をほんとうに民主的な合理的な法案にさらに再び研究されまして、ここに新しく提案したわけござりまするけれども、今回の内容については、税務職員の権限を不当に強化したり、あるいはまた租税法定主義の原則を破つて納税者の利益を害するというようなところも見当たらないし、あるいは質問検査権にいたしましても、この通則法からは認められておらない、こういう筋も出ておりますので、おそらく反対せられました方にも実は納得がいくとは思うのでありますけれども、この国税通則法においてさらに私たちが心配をしておりますのは、隠されておりまする質問検査権がはたして法的に保証づけられておるか。この質問検査権が納税者に対して人権侵害になるおそれの通りであります。こういう意味から非常に多いのは、過去の歴史の示すところでありまして、細田委員の質問

は、職権乱用防止というこの項目について、特別の項を設ける必要があるのではないかといふ問題でありますけれども、これについては、主税局長が細田委員の質問に対しまして、職権乱用が許されるものでないということはあるけれども、どういふうな職権乱用の件が絶対に起らぬといふ保証がわれわれは与えられるかどうか、どういふうな点について重ねてお聞きをいたしたいと思います。

したような理由によりまして、今度提出されたようななかつたわけでござります。従いまして、質問検査権については何も手を触れなかつたわけでござります。一般的規定、当然解釈上出てくると思われる疑問の余地のない乱用防止の規定を設けるということはどんなものであります。ちょうどいわゆる実質課税の原則の規定、われわれは見送りましたが、これは当然税法においては、その考え方には働いておると思いますし、それから個別的な、特に規定する必要のあるものについては各税法の中で実質課税の原則の規定を設けておるわけでござりますが、それを一般的な、宣言的な規定として国税通則法に盛ることはどうかというところに疑問がありまして、実は削ったわけでござります。同じようなことは乱用防止の問題につきましても当然言い得ることでございまして、それを一般規定でもつて訓示規定であるにしる、宣言規定であるにろまた置くことがいかがなものであろうか、これを全部改正しておるなら別であります。が、実質何も改正してないときにそれを設けることはほんなものだらうか、少なくとも、反対とは申しませんが、将来やはり検討する必要があるというような意味で今度は手を触れなかつたわけでございます。保証があるかどうかといふことをいかにして防止するかと規的には私は保証があるというふうにいう執行問題はおのずから別でござります。もちろんわれわれはそういうことのないよう日に日夜そういう点について

て十分なる指導監督を加えておりますし、また今後も加えて参る所存でございます。  
○鶴田委員 ただいまの質問検査権の実態でありますけれども、実は刑事玉  
統には拒否権というものがあるようになります。しかも憲法三十八条  
を引用いたしまして、刑事手続にはそ  
ういうものがある、しかし行政手続による  
ある税務署の権限につきましては、そ  
ういうことがあるかないか、一つ局長  
さんに拒否権というものがあり得るか  
どうか、よく私たち聞くところによると  
と、どかどかと入ってきて、そらして  
いろいろ精神的な、あるいはその他の恐  
怖の起くるような行動で調査をするよ  
う、それでしゃべらざるを得ないト  
うな立場に追い込まれておる。それで  
拒否すれば、これはまた大へんなこと  
になるぞといふので拒否でき得ないト  
うな状況に追い込まれることがあります  
すけれども、そのよくなときこの行政  
手続においての拒否権は税務管理の  
面において認められるかどうか、これ  
れを一つ御判断をお願いいたしたいと  
思います。

○村山政府委員 刑事事件につきま  
しては、御案内のように憲法に、何人を  
自己の不利な供述を強制されないとい  
う条項がござります。それとの関連で  
おいて、もちろん拒否権があるものと  
思います。これに対しまして一般の税  
法における質問検査権、これにつきま  
しては、これは刑事案件と違いますの  
で、憲法上のその条項の適用がないも  
のと一般には解釈されております。従  
いまして、その意味では、ただ一方に  
おいて質問に答えなかつたり、虚偽の  
答弁をしたり、質問検査を拒むことは

則の適用を受けます。できますが、その場合に罰則になつておるわけでございます。従いまして、拒否はできるわけでござります。同じ税務調査にいたしましても、国税犯則取締法になりますと、これは強制捜査の令状をもらって行くわけであります。この場合には実力行使ができるわけでございます。捜索、臨検のところまでいくわけでございます。その場合においてこれは実力行使ができるべき、それから税法上の質問検査権で、一方においては実力行使はできないで、検査拒否犯の罰則規定が裏づけになつてゐる、こういう関係でございます。國犯法の方は実力行使がいまして、そこで理由なくして妨害いたしますと、検査拒否犯という刑法上の問題につながつてくるわけでございます。全体の法律構成はさよなることになつてゐるといふふうに考へてゐるわけでございます。

り、現在の通則法においては、そし  
う質問検査権の規定を省いておるとい  
う理由はわかりますけれども、私と  
いたしましてはやはりこの納稅義務が  
税務職員の権限は非常に広範でござい  
ます。たとえば日本と違います場合を  
ちよつと例をあげますと、調査に応じ  
ない納稅義務者に対する喚問状の執  
行、これはアメリカ内國歳入法でも  
認められております。それから宣誓  
するかといふものを調査するにすぎない  
のだといふくらいの趣旨のことを軽く  
通則法に盛つていく必要があるのぢや  
ないか、こういうふうに考えるのです  
が、いかがですか、一つ局長さんの御  
意見を拝聴いたしたいと思います。

による陳述書の真実性の要求、これもまたアメリカの内国歳入法なり、ドイツ税通則法で設けられておるわけでございますが、日本の場合そんなことが強くなり過ぎるのじゃないか、こういうことでそういう点設けられていないわけでござります。そういう意味でどこまで調査権限を与えるかという問題は、それぞれの民度と非常な関係のある問題だと思います。同時にまたこの租税の公平という問題もやはり一国の税制の基本をなしておりますので、公平を実現する範囲での調査、質問検査権といふものが加えられねばならぬといふに考えておるわけでございまして、また現行法もしてはならぬと規定しておることは当然でございまます。そういう意味でこれは執行問題としてやはり逐次いくべき問題ではないか。執行問題になりますと、両者ともいろいろ考えていかなければならぬ問題が多くあると思いますが、今後ともも執行問題を直しましてまたこれらも民度なり、あるいは税務官厅の実際の現状に応じまして、今後ともこの規定の改正をそれぞれの段階に応じて考えていくということ、われわれは考えて参りたいと実は考えておる次第でござります。

しております。四月一日から減税になりますがどうか、どういう状況ですかといふところまで実は質問されました。私たちもそれを非常に心配しておるわけでありまして、先ほど申しました通り、今までこの国税通則法の成立をなんとか阻止しようという大きな全国的な運動を起こしております方々も、先ほど私が申し上げました通り、その理由としては、ただいま私が質問いたしました質問検査権の問題とか、あるいは青色申告が今までと違つて不當な取り扱いを受けるとか、あるいは国税の方程式式を乱して、そらして納税者に不利益だと、いろいろな点を取り上げておりますけれども、それを一応改変いたしまして提案をされて、特に附帯税制度の改正案に見られるごとく、制度の簡素化であるとかあるいは延滞税、加算税の軽減がはかられる、こういうことがはつきりと明文でうたわれておりますので、別に今回の国税通則法は、今までの反対の人もようやく落ちつきまして、何とか早く通していただきたいというような諸願、陳情も私たちの手元には実は来ておるわけあります。ここで質問いたしますることは、万一國税通則法が四月一日から施行実施されないで、これが成立できなかつたという場合におきましては、私たちの心配しておりますのは、いろいろな面が出てくると思うんですけれども、一応そのことについては毛利委員からも昨日質問がありましたけれども、一つ重ねてお答えを願いたいと同時に、またこれの成立が遅延いたしました場合、これが四月一日に施行実施でき得べきものが、いろいろな理由によりましてたとえば幾らか延び

たという場合においてのこの影響につきまして、主税局長から一つ両面の方をお話し願いたいと思います。

○村山政府委員 お答え申し上げます。国税通則法がもし成立しない場合ということを考えますと、第一に国税化という点が全部放棄されることになります。それから基本的な法律関係は全部明らかにしようと思つことがだめになります。すなわち、税法の体系的な簡素化について、納税者の負担を軽減しようとすることもだめになるわけでござります。そのほか税務行政に関する不服救済の手続、これも重複的な民主化をはからうとしているわけですが、これもだめになるわけでござります。しかしこれらのこと以上に、もし国税通則法が通りませんと、全体の今度の法律体系の形から出てくるもう一つの欠陥は、間接税の四法、すなわち酒税、入场税、物品税、トランプ類税、これらにつきましては、期限内申告以降の決定手続、すなわち修正申告、更正決定、更正の請求並びに期限内申告たるとそれ以後の賦課決定に基づく納付であるとを問はず、すべて納付に関する手続は、各税法本法から除外されて通則法に譲られておりますし、その下統細目は通則法に基づく政令でまかなわれるになります。従いまして、これららの税につきましては全部ストップしてしまつ。従つて、減税とか増税とかいう議論以前の問題になりまして、納付そのものがなくなるということですございます。国税通則法なくして、これららの点を動かすようにいたすといふ

すれば、およそ考えまして、すでに通過したこれらの法律をもう一べん廻り戻しまして、約二百四十条の相当多文を入れざるを得ない、こういうことになるわけでござります。

それ以外におきましても、国税通則法は税額の端数計算の規定を改正しておられます。実はこれが四月一日から実施になるものとわれわれの方では考えますて、源泉徴収の税額表を全部国税通則法施行後の税額端数計算法に基づいて組んでござります。全国にすでに発送しているわけでございますが、これがもし通らないということになりまして、これまた大へんな問題を起すわけでござります。

なお、国税通則法が通らない場合を一つ考えてみますと、行政不服審査法に関する規定でございますが、これは今般は行政不服審査法それから行政事件訴訟法、これを前提にいたしまして、それと平仄を合わせて今度国税通則法部分ですべての不服審査をこの中に取りまとめておるわけでござります。もし国税通則法が通らないといいたしますと、過去のそのままのこれら規定が適用になるわけでございまして、一方行政不服審査法は現在内閣委員会にかかっておりますし、行政事件訴訟法は法務委員会の方の問題でございますが、これは十月一日から施行になる予定でございまして、これと平仄をとつた民主的な救済規定になつておりますが、もし国税通則法が通らないとするところ、全くこれと平仄の合わない旧法による救済制度がそのまま適用になります

して、これは大へんなることになるとしてござります。

通らなかつた場合の影響を実態的に考えてみますと、大きな事項は以上のようなことでござります。

従つて、もしかりに通るとしてもおくれた場合といふことになりますと、その期間そういう問題が起きます。お届けの空白状態が起きてくる、あるいはは開いた税額表によつて徴収する期間が生ずるというこのほかに、扶助的に申しますと、今の政令の段階で、現在のところでは各税法も通則法もすべて四月一日から施行になるものと前提として、政令は全部今準備を進めておられるわけでござりますが、おくれた場合を考えてみますと、二段構えでいかざるを得ない。こうしたことで、この間相当なる事務上の混乱も生ずるわけとござります。これが一方におきまして成立しなかつた場合に比べてどうかといたしまして、おくれた期間だけよどど成立しないと同じ状態がくるといふことと、そのほかに、作業をいたしまして通るまでの間の政令と通つてから政令といふ二段構えの作業が必要となることになりますと、これまた国民にとってははなはだ迷惑千万なことであつらうといふふうに考えておるわけでござります。

ばかりでなくして全國民の階層に影響が生じてくることが理解できます。それがこの影響を及ぼすところは一中小企業者ばかりでなくして全國民の階層に影響が生じてくることがあります。そういう意味から出でてくるのじゃないか、特にそればかりであります。そういう意味から考えましても、これはとにかくわれわれといったしましては、でき得る限りこの國税通則法の通過するように、しかも拘限内に通過するように、政府自らも先ほども各委員の言われました通りあらゆる面からこれを一つ国民にPなしまして、この是非を明確に判断させていただきたいことをお願いし要望をする次第でございます。

もつと実は質問いたしたいのですけれども、同僚の方々がまだ質問の時間を求めておりますので、またの機会にこれから続きを譲ることにしてしまって、一応ここで私の質問を終りたいと思います。

○小川委員長 岡田修一君。

○岡田(修)委員 私は産業投資特別会計法の一部改正法律案に關し質問をいたしたいと思います。

本改正のおもなるねらいは、日下国會で審議中の日本国に対する戦後の經濟援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づき、日本政府が合衆国に対し負うこととなる債務、すなわちガリオア、エロアに附する債務を、この産業資金特別会計の負担として、この会計から元利を支払うことを明確に規定することにあります。

そこで私は、まずガリオア、エロアの債務についてお尋ねいたしたいと思います。この問題は、すでに外務省

日本会その他ので十分論議されておるところですが、非常に重大な問題でありますので、ここでさらに明確にいたしたいと思うのであります。私どもは、援助物資が当初引き渡された際に発せられた連合国総司令部の日本政府に対する覚書や、ガリオア予算が米国陸軍省予算として計上され、米議会に提出された際のマッカーサー元帥初め米政府関係者の証言に従っても、さらにつく昭和二十四年四月の国会の決議に基づき、阿波丸請求権放棄の協定を米政府との間に取りきめたときの付帯了解事項の中の文言からしまして、さらに政府が国会において、吉田總理以来ずっと今日まで一貫して答弁してきたところによつても、ガリオア、エロアの債務性については、何ら疑いを差しはさむ余地なしと考えておるのであります。一部にはその債務性を否定する向きがあります。この際その債務性の根拠を明らかにせられたいと思います。

今岡田委員から御指摘がありました。よろしくお尋ねいたしますが、そのうちはおもな点を申し上げますと、一九四七年六月十九日の樺東委員会の決定には、日本の輸出代金は、占領に必要な非軍事的輸入であつて、降伏以来行なわれているものの費用に対し支払うために使用することができる旨が述べられております。第二に、ガリオア予算是、米国陸軍省の予算として計上されておりますが、同予算が米国議会に提出されましたときに、米国政府関係者は、日本及び西独に対するガリオア援助は、後日返済せられるものであると証言いたしております。このような証言のうち代表的なものといたしましては、一九四七年二月二十日のマッカーサー元帥の米国議会におけるメッセージがございまして、その中に、米国予算からの支出は日本の債務となる、援助は慈善ではなく、また日本国民も慈善を欲していないというふうに述べておるのであります。なおヒルドリング國務次官補、ウォルヒーズ陸軍次官、ドレーバー陸軍次官なども、米国議会におきまして、同趣旨の証言を行なつておるのであります。第三に、援助物資が引き渡された際に発せられました一九四六年六月二十九日の日本政府あて総司令部の覚書にありますように、債務と心得るべきものと考えておるのであります。後日これを決定する旨明記いたしておるのであります。

に明らかに了解できましたと思ひます。今  
の御答弁の中にありましたマッカーサー元帥が米議会に発したメッセージ  
で、米国予算からの支出は日本の債務となる、援助は慈善ではなく、また日本  
国民も慈善を欲していない、こう言つておるのであります。私はマッカーサー元帥のこの説明を、われわれ日本人としてよく考えてみなければならぬと思います。マッカーサー元帥は、日本人はあくまで人の慈悲にすがりうと  
するというようなさもしい国民ではないぞということを、日本人のために米議会に宣明してくれた。日本人を誇り高い民族として高く評価してくれた。それなのに、今ガリオア、エリヤを相手のアメリカが贈与ではない、貸したものであると言つておりますのに、それをこちらが、何ら確たる根拠がないのに、いやもらったのだ、借りたのではないのだということは、いかにもさもしい気がするのであります。おそらくこれが個人であつたならば、仲間から恥べつかれ、ひんしゃくされまして、相手にされなくなるのではないか。  
か。国家間であれば、切り取り強盗勝手ほうだといふ、相手方を全然考へない態度は、権力主義あるいは独裁国家ならばいざ知らず、日本のよくな民主主義國、自由愛好國としては決してならないところであります。戦後日本人の徳性が地に落ち、人をだまそうが、そこなおうが、自分さえよければよいという氣風がびまんしております。戦後十七年、これだけ経済繁栄を來たしておりますのに、まだその風が改まりません。今日の日本の急務は、何よりも日本人の道義心の振起であり、徳性の回復である。それにはまず第一に、

政治の上において、國の立る態度において、徳性の具現ということが必要だと思います。私が先ほど言いましたように、マッカーサー元帥の言葉というものを日本国民はよく考えてみなければならぬ。日本が将来自由主義國家群の指導的立場に立つにふさわしい態度を、このガリオア、エロアの返済についてとるべきであると私は考えておるのですが、これを政務次官は政府の代表者としていかよろしくお考えになるか、一つ御答弁願いたい。

○天野政府委員 まことに岡田委員のおっしゃる通りでござります。戦後非常に困ったときに巨額の援助を受けたわけでございます。日本は債務と心得て、今答弁がありましたようないろいろな経緯をもちまして支払うということをいたしたわけであります。これは日本国民としていたしまして、また日本国家として当然のことであらうと思ふ次第でございます。これを單なる贈与として何らの支払いもしないではおかぶりをしていくと、ることは、大國民としての日本人の襟度に合わない考え方である、かように考える次第でござります。おそらくガリオアエロアの返済をすることによりまして、日本の国際的信用も高まるであります。しかし、また日本人としての気持も満足できるものではないか、かように思ふ次第でございます。

○岡田(修)委員 次に、この債務の元金は四億九千九百万ドルとなつておるのであります。その算出根拠及び内訳についてお尋ねしたいと思います。

今回締結しようとしておりますこのガリオア、エロアに対する日本とアメリカ合衆国との協定によりますれば、

日本政府は四億九千万ドルの元金及び年一分五厘の利子を十五カ年間に半年ごとの賦払いによって支払うことになつております。この返済額四億九千萬ドルといふ数字は、日米間の交渉によって政治的に解決されたものであります。が、確たる算出根拠に基づくものと考えられますので、その算出根拠及び内訳の明細を明らかにしていただきたい。簡潔にお願いします。

○富川政府委員 支払額四億九千万ドルにつきましては、お話をのように、外交交渉において援助総額を西独の場合の前例等を総合勘案いたしまして政治的にきめられたものでござりますが、四億九千万で妥結するに至りましたなが方の考え方を示しますと、以下述べるよろなことになると思ひます。

第一に、援助物資総額は、米側が提示いたしました決算ベースの資料によりますと、約十九億五千四百万ドルとなつておりますが、わが方は、通産省が保有いたしております貿易庁あるいは総司令部の資料に基づきまして、各受領一件ごとに閾限資料を検討いたしました結果、援助物資と認められるものを集計いたしまして十七億九千五百万ドルの額を算出いたしました。

第二に、前記の十七億九千五百万ドルの援助物資額から、贈与分、返還分、スクラップ分、硫球転送分、石油運賃減額分並びに英連邦軍物資対米引渡し分、合計四千九百万ドルを実質的援助を構成しないものとして減額いたしまして、十七億四千六百万ドルの額を算出いたしました。

さらに請求権といたしましては、平和条約第十九条(2)項によりまして放棄されているものでございますが、從来

の交渉でガリオア処理の際に解決すべきものとして日米間で懸案となつておりましたが、米側諸計画——これは連合軍の住宅の建設であります、米側諸計画への見返り資金からの支出分並びに韓国、琉球向け建設資材費及び船舶運賃による米軍の人員物資輸送費等諸項目の計一億九百ドルを援助の総額から控除いたしまして、十六億三千七百万ドルの額を算出したのであります。

次に、米国の西ドイツに対する戦後經濟援助の処理振りを参考といたします。して、前に述べました控除後の額に三三・一七八%を乗することによりまして、五億四千三百万ドルの額を算出いたしましたわけであります。

さらに、韓国及び琉球との間の旧清算勘定残高は、ガリオア処理の際に処理されることとされていましたが、この貿易勘定上の債権であつて、平和条約第十九条(2)項によつて放棄されていない日本の反対請求権であることにかんがみまして、前記の五億四千三百万ドルの額から本殘高の合計四千九百万ドルを控除することといたしまして、四億九千四百万ドルの額を算出いたしました。そしてこれをまるくして四億九千万ドルといひた次第でござります。

○岡田(修)委員 日本の方が有利でございます。

○岡田(修)委員 なお、今度の返済協定に伴つて取りきめられました低開發

諸国に対する經濟援助に関する交換公文によりますれば、返済金額の大部分を低開發諸国に対する經濟援助に使用する合衆国の計画を促進するために使用するということになつておりますが、この点についての御説明を願いたいと思います。

特にこの新聞でございましたが、ケネディ大統領がこの点に関する法律を国会に出したということが載つておきましたが、その辺の詳細を御説明願います。

○上林政府委員 わが国の場合におきましては、ただいま岡田委員が指摘いたしましたように、協定の付属交換公文において二千五百万ドルに相当するものにつきましては、これを日米交換教育関係に振り向けるほかに、残りの大部分は、これを低開發国に対する經濟援助に振り向ける意図を有することを明らかにしておりますし、さらには日本両国は、東アジアの經濟開発の援助について今後とも密接に協議をしていくことにしておりましまして、政府はこのような協議を通じて米国開発援助に対しまして、わが国の立場を反映せしめるよう努力して参りたい考へでござります。

なお昨年の夏米国議会において一九六一年の对外經濟援助法が成立しました。しかしながら実質的には一九六二年から五ヵ年間にわたつて七十二億ドルの開発の援助が与えられることで、政府といつてはオーソライズされたが有利だと、あるいは日本の方が有利でございます。

○岡田(修)委員 日本の方も有利でございます。

○岡田(修)委員 なあ、今度の返済協定に伴つて取りきめられました低開發

りましたものが一九六二年には十二億ドル、その後四年間は十五億ドルといふに増加しまして、実質的にはこうなつているわけでございます。

なお、ただいま御指摘がありました点については、公電が參つております。アーリア政府は十四日に提出し正しまして、そのかわりとして日米方リオア協定に基づくわが国の米国に対する返済金を經濟援助に使用する権限を大統領に与えるという新項目を設けているようでござります。

○岡田(修)委員 次に、この返済がいわゆる二重払いではないかという議論がござります。援助物資に対しましては、國民は無償でこれをもらったのではなくて、すでに払い下げ代金を支払っているので、もしガリオア、エロア援助の支払いが一般会計の追加負担、すなわち國民の税金をもつてされるならば、國民の立場から見ると二重払いになつているのではないかと、こういう議論があります。対日援助見返り資金を引き継いだ産業投資特別会計

から支払う場合、二重払いと言えないと思つておられるのではないかと、これが二重払いでないということを一つ明らかに御説明願いたいと思います。

○宮川政府委員 二重払いにつきましては、御指摘のように新たに税金を課しまして一般会計の負担にいたしますが、これによる二重負担になつた西独とアメリカとの債務返済協定であります。一方においては、政府といつてはオーソライズされたが有利だと、いろいろ議論がありますが、この点はいかがござりますか。

○天野政府委員 日本の方が有利でございます。

○岡田(修)委員 なあ、今度の返済協定に伴つて取りきめられました低開發

債務の返済にあたりましては、援助物資に見合ら円換算額を積み立てて運用

いたしました見返り資金の運用収入をもつてこれに充てることにいたしております。この二百三十億円はガリオア、エロアの援助の支払い七十九億円

がなければ百五十一億円で済んだはずになります。すなわち七十九億円に限ります。見返り資金会計の資産はその廃止に伴いまして産業投資特別会計に引き継がれたのであります。引

き継がれましたときの見返り関係の資産は二千九百十一億円であります。それはその後多額の収益を生みまして、見返り資金以外の分と合わせまして千四百三十三億円の利益を生んでおるのであります。見返り関係資産と思われますするの

で、産投会計に引き継いだ当時の二千九百十一億と合しますと、優に四千億程度の見返り関係資産があるかと考えられます。御承知のように、対米債務の返済額は二千八十五億でございまして、見返り関係資産でもつて優に返済し得るわけでござりますが、無理やり払つておられる出資金に手をつけましたり、あるいは貸付金の期限前償還などをいたすと

いうよろしく無理をいたしませんで、開銀に対する出資金から出て参ります納付金千七百五十七億円と開銀に対する利子九十一億円、合計二千二百二億円をもつて返済財源にいたしたいと考えておるの

であります。さて、さよなら見地から見ますと、決して二重払いにならない、こ

う確言できるのではないかと考えてお

ります。

○岡田(修)委員 次に産投会計からの支払いになりますが、それが二重負担になつた西独とアメリカとの債務返済協定であります。一方においては、政府といつてはオーソライズされたが有利だと、いろいろ議論がありますが、これによってオーソライズされたが有利だと、あるいは日本の方が有利でございます。

○岡田(修)委員 なあ、今度の返済協定に伴つて取りきめられました低開發

物資勘定に物資が入って参りまして、これは二十五年度からは独立しまして、米国対日援助物資等処理特別会計に変わつたわけでござりますが、その援助物資の受け入れ価格に、これはドルで表示されておりますが、それの円換算額がこの見返り資金特別会計に繰り入れられたわけであります。

それから見返り資金特別会計としましては、昭和二十四年に設立されましてから二十八年の七月末に廃止になつたわけでござりますが、それまでに三千六十五億円の資金が繰り入れられました。それの運用利益といたしましては二百七十八億でございます。従いまして、これを合わせますと三千三百四十三億が見返り資金として使われた当時の残高であります。この三千三百四十三億のうち見返り資金会計の経理上は資産として経理をいたしませんといわゆる使用分でございますが、これが四十九億、そのほかに見返り資金の資産として経理いたしておりましたいわゆる運用分でございますが、運用分が二十八年の八月に設立された産投会計に承継されましてそれが二千二百九十四億であります。しかしながら同時に承継されました一般会計の分のうち、見返り資金当時債務償還費として使用いたしました六百二十五億円は、形式としては一般会計から復金に交付公債という格好で支出したわけでござりますが、実質的にはそれを見返り資産で現金化して入れました分で、その分が当然実質的な見返り資産というふうに考えられます。従いまして、産投会計に承継されました実質的な見返り資産はその両者を合わせました一千九百九十九億、こうなるわけであります。

○岡田(修)委員 ただいま御説明のあった見返り資金で使つてしまつた額が千何十億ですか、これはどういう方面にお使いになつたのですか。それからこの金は出しつぱなしで、一般会計なりあるいは今度の開銀なりにその元といふものは残つていいのでありますか、出しつぱなしのものでありますか、その点お伺いいたします。

○鈴木説明員 ただいま御説明しました使用分千四十九億円であります。そのうちの六百二十五億円は実質的な見返りの資産といたしまして、これは開銀の出資に実質的に承継される、こういうわけでございます。それ以外の使用分につきましては国鉄その他でございますが、内容といたしましては、当時電気通信事業特別会計に百一十億、国有鉄道に四十億、国有林野事業特別会計に三十億、住宅金融公庫に百億、その他公共事業費に百十億程度これが使用されております。これらはいずれも実際には出資というような格好で各機関に残つております。公共事業についてはダムその他の実際の国の財産として残つておるわけであります。その他全く使い切つてしまつたものが二十五億程度であります。これは御承知のように学校給食に約十八億、特定教育事業に七億、以上であります。

○岡田(修)委員 次に開発銀行からの交付金でございますが、昭和二十八年になつて、その後開銀から毎年納付金をとつておられるのであります。これが昭和二十九年以降毎年どの程度の交付金になつておりますか。また開銀への貸付金が毎年幾ら返り、利子收入が幾らになつておるか、これをお知らせ願いたいと思います。

〇宮川政府委員 お答え申し上げます。開銀納付金は、先ほど御説明いたしましたように、千七百五十七億円でござります。開銀貸付金の回収が三百五十四億円、利息が九十一億円でございまして、これを年次別に見ますと非常に複雑になつて参るのであります。ですが、三十七年度を申し上げますと、納付金は九十一億円、その後三十八年度以降百十四億円あるいは百十五億円と漸次ふえて参りまして、最終年度の五十二年度におきましては、ずっと減りまして二十四億になつております。その前年の五十一年度までは百二十億程度でございまして、大体九十一億円ベースから百十億円ベース、最後の年を除きました三年あたりは百二十億程度の納付金になりまして、五十二年度におきましては減りまして二十四億と相なつております。貸付金の回収は、三十七年度三十八億八千六百万円でございまして、これは毎年ずっとその数字で参りまして、四十四年度まで三十九億八千六百万円、四十五年度において三十一億ぐらいに下がりまして、その後貸付金の回収は減りまして、六年度は八億程度、四十七年度は二億程度、四十八年度は六千二百万円といろ程度に減小いたしております。なお貸付金の利息につきましては、三十七年度十八億六千七百万円でございまして、その後若干減つて参りまして、四十八年度には百万円というふうに推定いたす見込みにいたしております。

○岡田(修)委員 私が先ほど二十九年以降の開銀からの納付金が幾らありますかということをお聞きしましたのは、おそらく私の推定ですが、七、八百億の納付金が開銀から政府の方にいつておられるのじやないか。そのうち見返り資金関係は、大蔵省の方の資料によりますと、大体八七名からある。そうすると、かりに七百億としての八七%ですと、約六百億くらいが見返り資金の果実だ。これがさらに産投からほかの方へ相当出でるわけですが、こういうものも、やはりいざという場合の財源になり得るのじやないか、かように考えるのですが、その点いかがですか。

○鈴木説明員 先ほどの岡田先生の御質問で、資料がございませんので答弁を保留しておりましたが、最近の数字は手元にございます。開銀からの納付金の実績は、三十三年度が百二十四億円でございます。三十四年度が百二十億円、三十五年度が百三十一億円、これが最近の実績でございます。

なお、ただいまの岡田先生の御質問、これに直接お答えいたしますのは、開銀の納付金だけではございません。産投会計としては、この以外にも利益は上げておるわけでござりますて、これが産投会計の三十六年度末の利益金及びそれの積立金でございますが、これが千四百三十三億になつております。これは、ただいま岡田先生の御指摘になりました開銀の納付金だけではございませんので、八七名をかけられたには参りませんが、この千四百三十三億のうちの千億以上が見返り関係と推定されるわけでございまして、これがいわば二十八年度以降本年度ま

での見返りからの収入の総額、こう言  
えるのではないかと思つております。

会計から投資することになるのか、その点につきましては、そのときの予

でございます。ただ心がまえといたしましては、昔政府投資特別会計というの

れも年度内早期に出資を見込んでおる  
わけでございまして、各機関の出資予

て——必ずしも事務的に結論を出せない問題かもしませんが、こういった

○岡田(修)委員 ちょっと本論からそ  
れるわけでござりますけれども、これ  
は主計局の方ですか、この前の予算の  
算編成の状況、あるいは産業投資特別  
会計の財源の状況といふようなものに  
よってきめられるわけでございます。

で、今ここでどういうことになるか申し上げかねるわけでございます。

たはすすこなれば、中小企業投資育成会社という国策会社をこしらえて、いわゆる中堅の中小企業に投資をして

いませんので、省略いたします。

省のいれるところとならず、つぶれ去りました。私ども、この会社のでき上

な区別でやっておられですか。

うものができますと、これは産投会  
計から投資されるものですか、どうで

行なうといふことが書いてございま  
す。その二項におきまして、その財源

投資会社につきましては、来年度あるいはそういう問題が起こるかも知れませんが、その起こりましたときに、産

からただいま問題になつております  
見返り資金からの承継資産あるいは特

題でございますが、産業投資特別会計は、特別会計法においてございます。よろ

て、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために投資を行う。こう書いてござります。遂、まして、才原内に

この産業投資特別会計は限定があるわけでございます。その財源をもちまして、従いまして財源的に

て、今申し上げましたような投資を行なうわけでございます。この財源をど

すので、今ここでかりにそういうものが認められるようになった場合におきましても、産業投資特別会計から投資されることになるのか、あるいは一般

卷之三

がござります。ただ心がまえといたしましては、昔政府投資特別会計というのと申しまするか、いわば自收自弁の原則のような投資は、なるべくその特別会計におきまして、やるということにいたしまして、できるだけ政府特別会計はその自收自弁の財源をもちまして、投資に向けていこうといふような思想もあつたわけでござります。そういうような思想から考えましても、産業投資特別会計におきまする投資先といふものは、できればその投資の配当が期待できる、あるいはそれに類するものが若干でもある、そういうものをこの投資特別会計で取り上げていくといふような考え方でござります。

○岡田(修)委員 最後に、この法律が成立しなかつた場合に、どういうふうに支障が起りますか。ガリオア、エロアに関する日米間の協定が国会の承認を得られたとしても、この法律が成立しなければ、その支払いの方途がなくて、日本政府として非常に困った事態になるのではないかと考えるのであります。さらにもう一般会計から二百三十億をこの会計に繰り入れて、政府の緊要な事業に投資貸付することになつておる。それが支障を來なすと考えるのであります。それらの及ぼす影響について一つ詳細に御説明をお願いいたしたいと思います。

○天野政府委員 岩投会計からの三十七年度出資予定は五百三十二億円であります。この大部分は輸銀、農林公庫、住宅二機関及び商工中金等であります。これにより資金コストの逓減をはかり、卒うじて收支の均衡を維持しているわけでござりますので、いざ

われも年度内早期に出資を見込んでおるわけでございまして、各機関の出資予定額は、四月に百三十五億円、五月に百三十億円であるのに対し、原資面で使用可能なものは産投資金百五十億円だけでありますので、一般会計からの出資二百三十億円のうち、相当額が五月中に繰り入れなければならない必要があるわけでございます。この改正が成立しないとすれば、三十七年度の住宅公庫、住宅公団、農林公庫、輸銀等に対する財政投融资計画が大幅に実施不可能となることになりますので、各方面に重大な影響を及ぼすわけでござります。

○岡田(修)委員 私の質問はこれで終ります。

○小川委員長 金子一平君。

○金子(一)委員 私は、財政法の一部を改正する法律案について、若干の点について質問したいと思うのであります。

御承知のように、三十五年度の第二次補正三百五十五億を産投会計資金に繰り入れました際に、国会におきました相当議論が出ましたことは御記憶に新たなところだらうと思うのであります。が、問題になりましたのは、その年度で使ふようなら金ならば別でござります。但し、後年度の投資の財源に充てるための資金の繰り入れのよろなものは、必要かつ避けることのできない経費といふ追加予算の要件に該当しないのじゃないか。従つて適用性を欠くのじゃないか、あるいは違法とまで言わないと、これはむしろ政治の問題とし

第一にお伺いいたします。  
○上林政府委員　ただいまの御指摘の点につきましては、前国会におきましていろいろ御議論がございました点におかんがみまして、財政制度審議会におきまして、この御審議願つております法案についての審議をいたします。前段階といたしまして、前回の産投資金への補正予算による繰り入れにつきまして、それが適法であるかどうかといたことにつきまして議論が行なわれたわけでございます。その結論といたしましては、この産投資金への繰り入れも、財政法二条の規定によりまして経費であるということに該当するわけございまして、それが必要避けることは、第一次的には、予算の提案権を有するとのできない経費であるかどうかといふ判断は、財政上、政治上の判断によるものでござります。しかもその判断は、第一次的には、予算の提案権を有しまする内閣の価値判断に基づいてなされますが、最終的には国会の判断にゆだねられるべきものでござりますから、この補正措置は財政法二十九条に違反するということは当たらないという結論でござります。

○金子(一)委員　適法だというなら、今回の二十九条の改正は、これは必ずしも必要ないと思うのです。また特に今あなたたは経費と言われましたけれども、単なる投資で後年度に使用するようなものが経費であるとするならば、それは財政法の二条ですかに出ておるので、書いてこの二十九条にカッコ書

○上林政府委員 審議会の議論の過程におきましても、今金子先生がおつしやいましたような議論をなされた方がござります。すなわち、適法であるのだから、しないで改正も要らないじやないかという議論も出たわけでござります。しかしながら、ごく常識的な見方からいたしますと、当該年度におきまして、国庫の外に払い出されないような支出につきましても、必要避くことができない経費であるということがありますては問題がある。事実再度にわたりまして、国会におきましても紛議を生じましたことでござりまするので、今後疑義を生じないように規定を整備した方が適当であろうという意見になつたわけでございます。

なお同時に現行規定におきましては、御案内のように追加予算と修正予算の規定がございまして、それぞれ別個の独立の予算であるかのような規定の仕方になつておる關係もありますが、運営の実際におきましては、御案内のようになります。補正予算として一体として編成されている実情でもござりまするし、この際こういふような実情に合わせまして補正予算制度の合理化をはかることが適當であらう、こういうこととでこういう審議会の結論になつたわけでござりまするので、この審議会の意見にもかんがみまして、政府といたしましてもいろいろと検討いたしました結果、ただいま御審議願つておりますような改正案を提出することになりましたが、そこら辺は一体どういう理由でござります。すなわち、適法であるのだから、しないで改正も要らないじやないかといふふうに何つたのでござります。しかし、まあこういうふうに何つたのだから、しないで改正も要らないじやないかといふふうに何つたのでござりますが、一休ゆるめたんですか、どうなんですか。従来からの字句の使い方は客觀性があつたように思つたけれども、主觀的な判断で相当左右できるようにはこれは読み取れないであります。しかしながら、ごく常識的な見方からいたしますと、当該年度におきまして、国庫の外に払い出されないような経費、「こうなつてはいるのを、「特に緊要となつた」と改正することにしておりますが、一休ゆるめたんですか、どうなんですか。従来からの字句の使い方は客觀性があつたように思つたけれども、主觀的な判断で相当左右できるようにはこれは読み取れないであります。その点はつきり伺つておきたいと思います。

○上林政府委員 従来使われておりました「必要避けることのできない」という表現は、見方によりましては、それがございませんと、國政運営が不可能となる、絶対不可避のもののみが追加の対象になり得るような語感を与えておるわけでございまして、それがある意味では一度にわたりまする論議のものになつたわけでございます。しかしながら、この「必要避けることのできない」という文言は、この制定の経緯等にかんがみますと、財政の紊乱を防止しよう、みだりに追加予算を提出することによる財政の紊乱、財政の不統一ということを防止しようという趣旨に基づくものでございまして、その解釈もあるいは従来の運営におきまして、緊要度がきわめて高いという意旨になつた」というふうに改めたわけでございまして、特にこれの規定によりまして、補正予算の要件を緩和したという趣旨ではないわけでございま

○上林政府委員 御存じのようだに、たゞいまの二十九条におきまして、第一項が追加予算の規定になつておられます。第二項が予算の修正の規定になつておるわけでござりまするが、実際の運営におきましては両者が渾然一体として運営されておるわけでござります。ただいま慣行的には補正予算といふ言葉が用いられておるわけでござりますが、補正予算といふ言葉は財政法の規定にはないわけでございまして、財政法上は追加予算という言葉と予算の修正といふ言葉があるのみでござります。従いまして、現在の慣行から申しますると、この予算の追加と修正とを一体として運営いたしておるわけでございまして、しかも現実の予算を編成いたしまする多くの場合は、追加と修正が渾然一体となつて編成されることが多いわけでござりますので、またそれ自体も財政の運営といたしましては合理的な方向であると考えておるわけでございます。従いまして、この両者を一体として運営する従来の慣行及び実際をそのまま財政法に規定いたすことが実態を合わすことでもあり、予算制度の合理化にもなるというふうに考えたわけであります。

○上林政府委員 ただいま申しましたように、補正予算の制度を一本化したことにしておいたわけでござりますが、従来の制度によりますと、追加予算の場合には予算作成後に生じた事由に基づく場合に限りまして、追加予算によって予算修正を組めることになつております。この規定を設けましたゆえんのものは、論理的に申しますと、追加予算の場合には追加のみが成立いたしますても、その追加にかかわります経費は支出することができますが、そもそも本予算が成立しておりませんのに減額するということは意味がない、こういうような考え方方に基づいたものだと思われるのです。しかしながら、実際の運営におきましては、たゞいま申し上げましたように、追加と修正が渾然一体として運営されておりますので、場合によりましては本予算がまだ成立いたしませんときに、予算の追加を行ない、その財源として今まで御審議を願つていただけた経費を削減する、いわば修正予算を組まねばならないという場合があるわけでござります。そういう場合に、予算が成立しておりませんと修正部分が現出できませんから、いうことになりまして、運営上不便を生ずることになるわけでござります。そこで予算制度を一本化するにあたりまして、要件自体も予算作成後の事由に統一することが合理的であるといふうに考えてたわけでございます。

○金子（一）委員 今のお話で大体予算の修正は必ず追加を伴っているということをお話ですが、渾然一体となつていて、どうしたことですが、修正のみをやつたような例はありませんか、従来の実際問題として。

いは会計年度独立の原則の問題であるとか、剰余金の処理の問題であるとか、いろいろこの問題に関連して取り上げられたと思うのであります。特に最近の国債の額などから見ました場合、はたして現在の第六条が妥当であるかどうか、ここらは相当問題だと思うのです。たとこは一般会計から産投に繰り入れるということで、自然増収もどんどん産投の方へ持っていくといふことにしたならば、実際上六条という規定は死んでしまうことになる。また逆に現在こういう必要があるかどうかという点から見ると、今言つたような措置も是認せざるを得ないと考えられるのだが、そちらの審議会の議論はどうなのか、それは一つ聞かせてもらいたい。

○上林政府委員 御指摘の通り、財政法は制定後すでに十数年を経過いたしておりますし、またその内容自体も新憲法が制定されました早々の間に作られた關係もございまして、大正十年の旧会計法の規定を承継しておるようない部分も少なくないでござります。最近におきまして經濟情勢の変化あるいは財政の占める地位の高まりましたことにかんがみまして、現在の財政法自体いろいろと議論を起こしておることはただいま御指摘の通りでござります。

従つて、大蔵省といたしましても、この財政の合理化の運営に資しますように、財政制度につきまして今後慎重に検討していくたいと考えておるわけでござります。もつとも財政法は國政の運営の基本でもございますので、慎重に検討していく必要があるかと考えておるわけございまして、財政制度審議会におきましても、ただいま御審議を

いただいております改正案におきましす。その財政制度審議会の改組等にもよりまして、さらに財政制度審議会におきましてこういう財政制度につきまして十分検討を加えて参りたい、こう考えておるわけでございます。

○金子(一)委員 なお続いて会計年度の四期の問題、あるいは最近問題になつた資金のたな上げの問題等について伺いたいと思つたのですが、時間が参りましたので、質問をこの次に留保いたしまして、きょうはこれで終わらしていただきます。

○小川委員長 次会は来たる二十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

【参照】

酒税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八二号）に関する報告書  
物品税法案（内閣提出第八八号）に関する報告書

【別冊附録に掲載】